

令和2年第1回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和2年3月6日（金曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第1号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第2号 諸般の報告について
- 第 5 議会報告第3号 閉会中の継続調査の結果報告について
- 第 6 議案第 1号 令和元年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について
- 第 7 議案第 2号 令和元年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 8 議案第 3号 令和元年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 9 議案第 4号 令和元年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第10 議案第 5号 令和元年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第 6号 令和元年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第12 議案第 7号 令和元年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第 8号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第 9号 出雲崎町監査委員条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第10号 出雲崎町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第11号 出雲崎町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第12号 出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第13号 出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第14号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第15号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第21 議案第16号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について
- 第22 議案第17号 令和2年度出雲崎町一般会計予算について
- 第23 議案第18号 令和2年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

- 第24 議案第19号 令和2年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第25 議案第20号 令和2年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第26 議案第21号 令和2年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 第27 議案第22号 令和2年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
- 第28 議案第23号 令和2年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第29 議案第24号 令和2年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
- 第30 議案第25号 令和2年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第31 議案第26号 監査委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小黒博泰	2番	中川正弘
3番	中野勝正	4番	高橋速円
5番	諸橋和史	6番	加藤修三
7番	三輪正	8番	安達一雄
9番	高桑佳子	10番	仙海直樹

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
教育長	佐藤亨
会計管理者	池田則男
総務課長	河野照郎
町民課長	金泉嘉昭
保健福祉課長	権田孝夫
こども未来室長	矢川浩之
産業観光課長	大矢正人
建設課長	小崎一博
教育課長	矢島則幸
産業観光課参事	内藤良治
総務課参事	金泉修一
代表監査委員	石川豊

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	佐藤理絵

◎開会及び開議の宣告

○議長（仙海直樹） ただいまから令和2年第1回出雲崎町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（仙海直樹） 議会運営委員長から、2月27日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付いたしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力をお願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長（仙海直樹） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（仙海直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、三輪正議員及び8番、安達一雄議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（仙海直樹） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月13日までの8日間に決定しました。

◎議会報告第1号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長（仙海直樹） 日程第3、議会報告第1号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◎議会報告第2号 諸般の報告について

○議長（仙海直樹） 日程第4、議会報告第2号 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおりの提出がありました。

次に、新潟県町村議会議長会第71回定期総会について報告をいたします。去る2月21日に新潟県町村議会議長会の定期総会が開催され、出席してまいりました。お手元にお配りいたしました報告書のおり報告をいたします。

次に、加藤修三議員から去る2月24日に開催された新潟県後期高齢者医療広域連合議会の2月定例会の会議結果について、お手元に配りましたとおりの報告書の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議会報告第3号 閉会中の継続調査の結果報告について

○議長（仙海直樹） 日程第5、議会報告第3号、閉会中の継続調査の結果報告を行います。

最初に、総務文教常任委員長、3番、中野勝正議員。

○総務文教常任委員長（中野勝正） 休憩していただけないでしょうか。

○議長（仙海直樹） この際、しばらく休憩をいたします。

（午前 9時34分）

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時34分）

○議長（仙海直樹） 3番、中野勝正議員。

○総務文教常任委員長（中野勝正） それでは、総務文教常任委員長報告。総務文教常任委員会が行った所管調査について、会議規則第77条の規定によりその経過と結果について報告いたします。

本委員会が閉会中の継続調査といたしました事件名、防災及び学校教育問題についてですが、去る2月19日に現地調査を行いました。説明員として、佐藤教育長、矢島教育課長、各学校長から出席を得て、通学路における危険箇所や街灯設置予定場所を視察しました。小中学校から要望のあった8か所のうち、3か所は令和2年度に設置予定だが、5か所については電気料や電柱設置費等地域での負担もあるので、よく理解共有の上、進めることが大事であると教育課より説明を受けました。

現地視察を終え、以下の意見がありましたので報告します。

1、設置する街灯予算は、教育課所管ではなく維持管理の観点から総務課所管で予算範囲内とのことだが、設置費用については教育課所管とすべきとの意見がありました。

2、限られた予算で行うので、1か所でも多く設置できるように設置経費単価の圧縮に取り組ん

でもらいたいとの意見がありました。

3、オブザーバー参加の学校長より、通学路以外でも日常暗く危険と思われる箇所があるので、その箇所についても設置を検討していただきたいとの意見がありました。

4、視察した箇所については全委員より設置が必要と全会一致し、執行部に対し強く要望します。以上、総務文教常任委員会閉会中の継続調査報告といたします。

以上です。

○議長（仙海直樹） 次に、社会産業常任委員長、7番、三輪正議員。

○社会産業常任委員長（三輪 正） 当委員会が行った所管調査について、会議規則第77条の規定によりその結果報告をいたします。

本委員会閉会中の継続調査といたしました事件名、産業と観光及び福祉問題について。大矢産業観光課長の出席を得て、令和2年1月29日、観光施設心月輪と農産物加工場の現地調査を行いました。最初に、伺いました心月輪につきましては、営業状況について現状報告と改善、対策、今後の運営について説明を求めました。

「心月輪ブラッスリー・カフェ・ルポ」の松永組合長より、昨年10月下旬より配達開始のワンコイン弁当販売状況については、10月の売上げが26万、11月、55万、12月、91万円で、1日最大150食、平均80食。1月は平均で103食。配達区域は、柏崎、刈羽が65%、出雲崎が5%、長岡市、旧和島、三島、与板が30%であるということで、非常に柏崎、刈羽のウエートが高いという結果でございます。配達納入先は、銀行、病院、薬局、学校などで、女性客が多く、ヘルシーメニューが受けているんじゃないかということでございました。配達箇所は、約300件、そのほかにも時々あるのを含めるとプラスもう100件くらいあるということでございます。配達車両は、私たちが行ったときは、現在2台で配達をしておるというそうですが、近々非常に柏崎、刈羽が多いもんですから、刈羽まで持って行って、そこからまた中継してもう一台配達するという計画だそうでございます。

委員より、この結果を聞きまして、弁当事業の取組実績については非常に高い評価を皆さんはされておりました。ただ、主体事業はあくまでもレストランでございますので、そしてレストランは肉料理の主体のメニューでございます。弁当は、どうしても和食の中心の内容になっているかと思っておりますので、その辺のレストランの料理と、それから弁当の料理のバランス、これが非常にこれからバランスをいかに取っていくかということが問題になるんじゃないかということでございました。

また、来客数増加ということで、例えば良寛記念館のバス停がございますけれども、あそこの看板が分かりにくいので、もう少し分かるように改善をしていただきたいと。と同時に、心月輪は良寛記念館の関連施設でございますので、良寛記念館とよく連携を取っていただきたいという意見がございました。

その後、2番目の農協が運営しております、小木にあります農産物加工場について視察いたしま

した。施設につきましては、施設の老朽化とともに昨年度の利用実績は稼働が180日で、みそ教室が製品として6.2トン、農協さんが販売用のみそを製造しておりますが、それが2.4トン、梅干しが0.7トンと低く、根本的な対策が必要と思いました。

委員会としては、両施設の、先ほどの心月輪と農産物の加工場ですが、売上額と稼働率アップについても今後注視してまいりたいということでございます。

以上で社会産業常任委員会の閉会中の事務調査と報告といたします。

○議長（仙海直樹） 以上で閉会中の継続調査について常任委員長の報告を終わります。

◎議案第1号 令和元年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（仙海直樹） 日程第6、議案第1号 令和元年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第1号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、年度末を迎えての事業完了または精算見込みに基づきまして所要の補正を行うものであります。また、国の補正予算に伴いまして配分された事業費を追加しております。

初めに、歳入歳出予算につきましてご説明を申し上げます。歳出予算に追加計上した主なものを申し上げますと、2款の総務費、1項総務管理費、7目企画費にデマンド交通運行費補助金を追加いたしました。

3款の民生費では、2項児童福祉費、2目児童措置費に保育実施委託料及び広域入所に係る給付費の負担金を追加いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費では、4目農地費に上中条地区のため池改修工事費を追加いたしました。また、国の第1次補正予算に伴いまして、4目農地費に県営中山間地域総合整備事業負担金を、6目地籍調査費に追加配分を受けた事業費をそれぞれ追加しております。

また、2項の林業費では、事業実施に伴いまして民有林の造成事業補助金を追加いたしております。

8款の土木費、5項住宅費、1目住宅管理費では、小木住宅に係る施設修繕料を追加いたしました。

10款の教育費、5項保健体育費では、町民野球場の外野整備工事費を追加しております。

一方、歳入予算につきましては、今回の国の補正予算並びに各事業の完了または精算見込み額に基づき補正をいたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ3,654万3,000円を減額しまして、予算総額を33億8,430万9,000円とするものであります。

第2表の地方債の補正につきましては、各事業の実績見込額に基づきまして起債限度額を変更しております。

また、第3表の繰越明許費につきましては、国の補正予算によりまして実施する事業等につきまして、翌年度に繰り越して実施できるようをお願いをするものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出予算につきましてお願いいたします。補正予算書263ページをお願いいたします。2款総務費です。1項一般管理費に县市町村総合事務組合負担金を追加しております。これは、町職員に係ります職員研修について、今年度専門研修を受講する職員が増えたことにより、負担金が増加したものでございます。

続きまして、264ページお願いいたします。18節の備品購入費でございます。昨年11月に開催しました本町出身の石井正一氏の講演会でございますが、石井氏のほうからワイヤレスアンプ等の性能が低いという指摘がございました。先般、石井氏から新しい音響機器を購入してほしいということでもふるさと納税として50万円の寄附をいただいたところです。石井氏からは毎年その別にまた納税をいただいておりますが、それとは別に新しい音響機器を購入してほしいということでもいただいたものでございます。なおワイヤレスアンプにつきましては、12月補正で故障したことから予算計上させていただいたところですが、その経費と合わせましてワイヤレスアンプとスクリーン、これを購入する経費をこのたび補正をさせていただくものでございます。歳入につきましては、ふるさと納税の中に含めて経理をさせていただきます。

19節負担金補助及び交付金でございます。町のデマンド交通運行費の補助金を追加させていただきました。さきにご説明をさせていただいておりましたが、当初予算議決後に運行事業者のほうからの強い申出によりまして、補助金の算定方法の一部変更をさせていただき、オペレーター、それとドライバー、各1人分の人件費を加算して補助金とするというふうな要綱を改正させていただきました。最終的に不足となりましたため、このたび補正をお願いするものであります。

10目交通安全対策費です。これは、各集落が行う外灯の修繕でございます。これまで22件補助しておりますが、補助金が不足しておりまして、まだ追加で補助したいということで補正をさせていただいております。

265ページをお願いいたします。3項戸籍住民基本台帳費です。19節追加をさせていただきました。個人番号カード関連事務費といたしまして、市町村から地方公共団体情報システム機構J-LISでございますが、そちらに支払う経費を追加となります。これは、全額国からの補助金が充てられております。

次に、民生費です。267ページをお願いいたします。1目社会福祉総務費、19節の町社会福祉協議会補助金が減額となっております。これは、年度途中におきます事務局長の退職により、人件費に係る補助金が減額したこと等の理由によります。

次に、268ページをお願いいたします。2項2目児童措置費でございます。13節委託料で、保育実施委託料を追加しております。国が定めます公定価格の変更に伴い、委託料を追加するものであります。19節の広域入所施設型給付費負担金の追加も同様の理由によります。同じく19節の県未満児保育事業補助金の減につきましては、実績によりまして当初見込みよりも大きく減額したということが理由となっております。

次に、衛生費をお願いいたします。269ページです。4目健康増進費です。11節にウォーキングロード案内表示シートの修繕を計上いたしました。これ9枚分でございますが、春までには直して、また春に町民の皆さんからご利用いただきたいというものでございます。

次に、農林水産業費をお願いいたします。273ページになります。4目農地費です。15節工事請負費に県上中条地区ため池改修工事追加がございます。堤体補修2か所の追加等によるものです。19節負担金補助及び交付金でございます。県営中山間地域総合整備事業負担金、これ八手地区ですが、そちらの追加、これは国の補正予算によるものでございます。いずれも資料がございますので参照していただきたいと思えます。

次に、273ページ、6目に地籍調査費がございます。これも国の補正予算によるものでございます。資料を添付してございますのでお願いいたします。

それと、2項2目の林業振興費です。19節町民有林造林事業補助金を追加いたしました。実績見込みによるものでございます。今年度は、大門、船橋、別ヶ谷、立石、小竹、稲川地区で実施をしております。

続きまして、7款商工費です。275ページをお願いいたします。今年度実施いたしましたプレミアム付商品券事業費でございます。2目商工振興費のほうを実績に基づきまして減額をしております。

次に、土木費をお願いいたします。ページは、278ページをお願いいたします。8款土木費、5項住宅費の1目住宅管理費です。11節に施設修繕料の追加を入れてございます。町長説明のとおりでございます。小木住宅23号、そちらの浴槽修繕ということで追加をさせていただいております。

続きまして、教育費をお願いいたします。280ページお願いいたします。3目教育振興費、28節繰出金です。奨学金貸与基金への繰り出しとなります。奨学金返還支援事業に係る助成金でございますが、町への返還額と相殺するため、助成金相当額を貸与基金に繰り出すものです。1人分を計上してございます。

281ページ、中学校費をお願いいたします。1目学校管理費です。11節施設修繕料を追加いたしました。中学校の校舎1階から3階の水飲み場の水回り、それと壁面の塗装が剥がれておりまして、それを修繕するものです。新学期前には工事を終えたいというふうなことで、このたび補正をさせ

ていただきました。

最後、282ページです。2目体育施設費、これは町長の説明にもございましたが、町民野球場の外野の整備、これもシーズン前に工事を完成したいということで、このたび補正予算に入れさせていただいたところでございます。

では、歳入予算をお願いいたします。254ページに戻っていただけますでしょうか。10款の地方交付税です。普通交付税の留保分を予算化いたしました。今年度の普通交付税額は13億9,616万3,000円、前年度よりも4,083万9,000円減額いたしました。主な要因は、エコパークいずもぎきに係る固定資産税が増額したことにより、基準財政収入額が増額したということによります。

255ページ、13款分担金、負担金、そして続きまして256ページ、15款国庫支出金及び257ページ、16款県支出金につきましては、交付決定、または事業執行に伴う実績額並びに国の補正予算に伴う補正となっております。

次に、260ページ、ご覧いただきたいと思えます。19款繰入金でございます。財政調整基金繰入金は1億7,839万1,000円をこのたび減額させていただきました。3月補正段階での今年度の繰入額は4,160万9,000円ということでございます。この額を繰り入れた場合におきまして、今年度末の残高は17億4,000万円程度となっております。今後譲与税等の決定により専決予算をした場合は、この額がまた変更になりますので、ご承知おきいただければと思えます。

261ページ、21款の諸収入の5目雑入でございます。宝くじ市町村交付金、協会基金交付金、これはいずれも宝くじの販売益を原資とした交付金を受けておりまして、人工透析通院費の補助等福祉事業に充当しているところでございます。

261ページ、22款町債につきましては、各事業の実績額に基づきまして所要の補正をさせていただきました。

それと、250ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございます。各事業の実績見込みによりまして起債限度額を補正をさせていただいております。

251ページ、第3表繰越明許費です。6款の農林水産業費の2事業、県営中産間地域総合整備事業及び地籍調査事業におきましては、年度末における国の補正予算に係る事業というふうなことで計上させていただいておりますし、9款の消防費の全国瞬時警報システム自動起動機更新事業につきましては12月に予算を補正させていただいたところでございますが、この機器の製作に4か月程度の期間を要するというふうなことから、このたび繰越しをお願いしたいというものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑はありませんか。

1番、小黑議員。

○1番（小黑博泰） 3点ほどあります。264ページの9目の8節、空家等対策協議会委員報償費減で

もって26万円、これは大体町の委員会だと報償5,000円ぐらいなんです。これ委員の数が減ったのか、それとも会議等の回数でもってこの26万という報償費が減ったのか、1点。

次が、271ページ、5款1目の19節、ふるさと就職支援商品券利用助成金、減額120万とありますけれども、これ1人月1万円でもってたしか就職支援発行していると思うんですけども、これ1人、月1万円、年にすれば12万で、単純計算すると10人いなくなったのか、それとも対象外になったのかあれですけども、この減額の理由。

それと、3点目なんですけども、279ページ、9款消防費の19節、町住宅用消火器設置助成金減となって50万あります。新年度予算の説明では、町で1月末現在でたしか65歳以上が575世帯、昨年の実績が150世帯の90個のたしか助成って聞いたと思うんですけども、現時点でもってこの助成の件数ですか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 初めに、264ページの9目空家等対策費、この空家等対策協議会委員報酬でございますが、この減は回数が当初5回の開催を予定しておりましたが、実際は1回の開催だったということでございます。その理由は、特定空家、いわゆる町が除却しなければならない特定空家の認定、その代執行があるのではないかというふうなことで回数を多く見ていたんですが、今年度につきましては比較的所有者の方が自ら除却をしていただいたというふうな状況がございまして、その特定空家の業務、認定から代執行に至る一連の業務を行わなかったというふうなことで、開催回数が少なくなったというものでございます。

279ページ、消防費でございます。これは、大変当初予算のときからご指摘をいただいております、申し訳ございません。今年度の当初予算におきましては、150件を見込みで助成をしたいというふうなことで計画をさせていただきました。そのとき町のほうが把握しております対象となる世帯が490戸ございましたので、そのような形で予算を計上したところでございますが、実際に1月までに助成をさせていただいたのが32件でございます。これは、消防団も、あと事業者の方もいろいろ広報はしていただいたんですが、実績としてはそのような数でございまして、こちらにつきましては非常に大きな減額となっております。新年度におきましては、この状況を踏まえまして、ちょっと制度について見直しを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） 町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） それでは、271ページの5款1目労働諸費の19節、ふるさと就職支援商品券利用助成金の減でございます。こちらにつきましては、今年度当初の申請の段階で65人の方から申請、申請対象者65人おったんですけども、退職、転出等によりまして、現在60人というような数字となっております。それで、こちらの算出の根拠といたしまして、平均的に月の利用実績が60万円というような数字で大体推移をしているということで、1、2、3月分の180万円を今後必要とい

うようなところで、120万円を減額をさせていただいたところでございます。なお、こちらのほう、お一人だけ申請はされているんですけども、商品券の受け取りに来られないという方もいらっしゃるしまして、電話、文書等で再三取りに来ていただくようお願いしておるんですけども、そういった方もいらっしゃるというようなところで、今回120万円の減額をお願いしたいというものでございます。

○議長（仙海直樹） 1番、小黒議員。

○1番（小黒博泰） ありがとうございます。ふるさと就職支援は、本当にいいあれだと思うんですけども、やっぱり申請していて取りこないというのはその個人の考えなんであれですけども、ぜひこういう制度があるんで、もっと利用する方を増やしていただきたいと思ひますし、消火器の件なんですけども、これ対象が65歳以上となっていますけれども、独り暮らしとかそういうのもって危険というので消火器分かるんですけども、今現在一般住宅等でも、昔は消火器の中身の入替えとか何かあったんですけども、今そういうのがもう、今実際問題行っていないわけで、一般町民の方からすると、昔は消火器古くて入替えとかできたんだけど、今はそういうのはないですかとかという質問というかも聞かれるんで、今実際やっていないんで、ないんですという形の中で、やっぱり普通の65歳以上のそういう高齢者の世帯も必要ですけど、一般住宅の方もやっぱり消火器等々を求めている方もいますんで、実際問題こうやって予算でもってこれだけ余るのであれば、その一般住宅等の町民も対象に、そういう消火器の助成支援を考えていただきたいなど。

以上で終わります。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 2つございます。ちょっと聞かせていただきたいんですが、271ページの清掃費、この中のし尿収集運搬委託料減ということでありますが、これ主に、今し尿処理というのは、これは一般家庭なのか、それとも処理場ありますね。そちらあたりなのか、その辺のちょっと内容を聞かせていただきたいと思ひます。

それと、275ページ、商工費のプレミアム付商品券事業費補助金の減と、370万ということで、これがせっかくいい制度なのに、なぜこんなふうに残があるのかというこの辺をちょっと、原因は多分こうだと、じゃないかというのを聞かせて、この2点お願いいたします。

○議長（仙海直樹） 町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） 271ページのし尿処理費でございます。こちらの委託料の減額ですけども、今回主に減額の要因といたしましては、仮設トイレの減というところが非常に多くなっております。これにつきましては、工事現場等の仮設トイレの減と思われまして、主な要因としましてはエコパーク工事が終了したというようなところで、そちらの会社のほうが撤退をされたという部分が非常に大きくて、今回減額の補正を上げさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 275ページのプレミアム付商品券の関係ですけれども、2月の全員協議会で商品券の販売実績ということで資料をお配りして、皆さんから確認をしていただいていたと思います。そのときに使用実績で、例えば40.53%の交付とか、あと換金率も83%というような形でご報告してありますので、その資料をもって確認していただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 数字は、この前説明していただいたんですが、なぜこういうふうにせつかく補助金がつくのに希望者が少ないというか、何かその辺、何かどういうふうに、何か考えられますか。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 2月の全協のときでもお話をさせていただきましたけども、対象者が非課税世帯ということで、その方が大半を占めております。その非課税世帯の方々の購入の方法等につきましても、前回もお話をさせていただきましたけども、1冊当たり5,000円の商品券を4,000円で購入というのを5冊買えると。なんですけども、一どきに5冊を購入すると2万円の負担が出てくるということで、一度に2万円の負担というのが非常に厳しいということで、購入されている方も1冊購入して使い切って、次またもう一冊を購入するというようなやり方でいられた方が多いというお話をさせていただきました、実際のところ5冊分の購入の交付を受けていながら1冊しか購入されなかったとかという方も多くいられたということでお話をさせていただきましたと思います。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 2点、3点ほどあるんですけど、数字のことよりも、どういうことなのかということをお聞かせ願いたいんですが、263ページ、企画費の中でまち恋お見合い婚活応援業務委託で11万7,000円の減になっていますけども、喫緊の課題として少子化問題があると思うんです。その中で特にこれ力を入れてやっていただきたい事業なんだけども、なぜ11万7,000円も減額されるのか。あるいは、これたしか業者に丸投げというような形でやっていると思うんですけども、その中で事業の回数とかが減ったのかどうなのか。町としてそこをどういうふうに関与していたのか。逆に私、これ追加補正で上げてくださって言うてもいいぐらいの事業だと思っているんです。それが減額になるってことはどういうことなんだというふうの一つ思っているんで、お聞かせ願いたい。

また、同じように264ページです。空家等対策で8節の報償費で、空家等対策協議会委員報償が減

になって、今ほどこの会議の数が減だというふうになっているんですけど、このメンバーとこの会議の趣旨を教えてください。私の考え方のほうが間違っただけでしょうけども、これは空き家対策、空家等対策協議委員会だから、空き家をどうやって減らすのか、あるいは空き家になった場合、どういうふうに町が関与しているのか、そういったものを私は会議する会議だと考えていたんです。何も壊すのがどうのこうのじゃなくて、その前段階として空き家をどのように減らしていけばいいのか。空き家になったときに町がどのようにそこに関与するのか。もうぼろぼろになってから町に寄附されても、これ困るんです。その前に空き家になったときに町がどのようにして関与しているのかというのを会議する会議だと私は思っていたんです。私の勘違いでした。この趣旨を教えてください。2点ほど、まずお願いいたします。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 初めに、263ページ、まち恋お見合い婚活応援業務委託料の減でございます。これは、大きく分けまして3つの事業所がございます。1つは、新潟市にあります結婚相談所というところ、もう一つは長岡市の結婚相談所、それと新潟県が委託事業としているマッチングを主にやっているハートマッチにいがた新潟と、その3つがございます、それぞれメニューが違います。ご本人がそこに登録をして、そこでお見合いする人もいるし、会って講習を受ける方もいらっしゃいますが、基本的にご本人が直接その事業所に申込みをした、その申込みに係る経費の一部を町が助成すると。皆さんへのPRは、こういったところがあるというものと、そこに入会する、あるいはそこで利用する経費の一部を町が助成するという形で広報をしているものでございます。今年度の実績といたしましては、新潟の事業所が3名、それは更新、お見合いも含めてです。長岡の事業所は4名、これも更新されている方でお見合い料も含めてでございます。マッチングと言われる出会いの場への助成としては、お二方の方を助成させていただきました。これは私ども、広報には努めているところでございますが、結果として申込みをして、そのサービスを利用した経費の一部を助成するという形の委託業務でございますので、このたび結果、実績に基づいて減額をさせていただいたというものでございます。

続きまして、264ページの空家等対策協議会委員報酬でございます。まず、この空家等対策協議会の性格でございます。これは、空家等特措法に基づく法定の協議会でございます。法律上定められた協議会ということで、この協議会の任務は空き家対策計画の策定及び特定空家等の認定等になってございます。そこに基づく個別の計画というのは、当然全体の中では話し合われますが、その個々の計画については私どもの町としては庁内の副町長を座長とする課長の協議会で個々の事業計画を策定して、最終的にこの協議会のほうでご意見を伺うというふうな形になってございます。したがって、その一つの任務でございます特定空家の認定、これは法律上特定空家を協議会が認定して、その後の場合によっては行政代執行までの一連の手続をこの協議会が認定していくというものでございますので、特定空家等に関わる業務がなかったことから、協議会は開催しなかったとい

うものです。具体の空き家の利活用につきましては、庁内会議が中心になりまして何度か議員の皆さんにもお示しさせていただいておりますが、今は海岸地区の空き家等再生事業計画見直したものの、現行のもの、全て取りまとめたものをこの協議会のほうにも報告をさせていただきましてご意見を頂戴したところでございます。協議会の構成委員は、住民代表の方もいらっしゃいますし、事業者の方もいらっしゃいますし、建設事業者ですとか、あと宅地宅建協会の方、それと司法書士の方、そういう専門的な方も含めた方で協議会を組織しているところでございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） まず、まち恋の話ですけれども、今聞くと3名、4名、2名ということですが、これ町がただ案内を出しているだけじゃないんですか。もっと昔は仲人制度なんてありましたけれども、もっと対象者の方にアプローチする、逆に言えばこちらはサービスを提供しているんだぞということじゃなくて、こういうものがありますからぜひ使ってくださいと逆にお願いする、それぐらいの姿勢じゃないと、こっちがただこういう制度がありますからということで郵送する。それだけではなかなか私はこの人数増えないと思います。1回、課長、独身だと偽って、その結婚する相手に電話してみてください。そうすると、何回も何回も電話来ます。一回登録するだけで、こういう方がいます、どうですか。何月何日、4名パーティーがあります、どうですか。何月何日にこういうのもあるよ、どうですか。電話していただく、参加していただく、それが一番大事なんです。この3名が4名に1名増えるだけで町の人口が2人増えるんです、3人増えるんです。もっともっと力入れてほしい。ただ単にその案内を出せば、それで終わりというふうな行政手法であれば、これ以上増えません。もっと親身になって、本当にこの事業が町の人口を増やす根幹なんだという気持ちを持ってやってもらいたい。ぜひお願いします。

それから、次の空き家ですけれども、どうですか。今課長の説明で分かりました。そういう会議なんだと分かりましたけれども、そうじゃなくて、もっと町が空き家をどうする、こうするといった会議を別立てでもいいからつくるべきじゃありませんか。今行政代執行なつたところをどうのこうのするための空き家対策じゃなくて、もっとこれから空き家がどんどん、どんどん増えてきます。今毎月毎月、どこかの家が壊しています、海岸は。この状況を何とか打破しなきゃいけないんだったらどこかでとどめなきゃいけない。だったら、もう少しこれを、もう代執行になるような家の話じゃなくて、その前段階の空き家対策を話し合う会議が必要だと私は思いますけど、これはまた町長かな、話を持っていくとこは。課長に話できて分かるなら課長でいいですけども、どう思いますか。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 婚活のほうにつきましては、ご指摘のとおりでございますが、ですから一回電話をしていただいた方は業者のほうも、今お話しのような形でかなり丁寧にやっていただいているので、更新をしていただいている方も多いです。そこに新しい方がそのような行動を起こして

いただけるということが非常に重要なんですが、なかなか結果に表れていなくて申し訳ございません。これは総合戦略の会議のときにも新大の近先生のほうから、今の若者は全てお膳立てをして、なおかつ後ろから押してやらないと行動しないと、その辺を留意して戦略を立てるよというご意見も頂戴しておりますので、私が電話するのは別といたしまして、何らかの方法をまた再度検討をして、結果が出るような形に持っていきたいというふうに思っております。

次の、空家等対策協議会でございますが、これは一つの手続をするものについて法定での協議会がこれは必須でございますので、現行の協議会については法令に定められた形の業務というふうな形で協議会運営をさせていただきたいと思っております。実際に事業計画等については、先ほど申しましたとおり、副町長を座長とする庁内全ての課長で組織する庁内検討会議というものを設けておりまして、かなり小まめに各課横の連携を取りながら事業を進めております。それは各年度の事業の実績、また翌年度の事業計画については、その都度議員の皆様にもご報告を申し上げてきたところでございます。今年度、また新たな取組といたしましても、今空き家になっている家で所有者なり管理者が分かるところについては、今般300戸程度ですか、アンケートを個別に出しまして、今後管理をどうするんだ、今後町の空き家バンクとの利用とか、そういったものについて全て調査をしているところです。なかなかお話のとおり追いついていけないところがございますが、これはよりそういったところで我慢強く継続して、一つ一つ対応していかなければならないと思っておりますが、今年度対応した空き家でもかなりの1件できれいになるには時間がかかりますし、なかなか相手方があるもので、しかも所有権というのはかなり今強い状況にございますので、その辺をクリアしながら地域の実情というものを丁寧にご説明をさせてご協力を願っているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 婚活の話ですけども、私はこちらから本当に丁寧にどうですかという話を持っていかなければ、これは先に進まないと思うんですけども、それは町長が言うトップセールスと思うんです。町長、町長が電話してください、最後に。町長がこういう町の制度がある、ぜひ使ってくださいよと町長が言ったら、10人のうち六、七人来られます。町長、やってください。課長や係長に任せておくんじゃなくて、これはもう大事な事業です。最後は町長がひとつ出てください。ひとお願いいたします。

それから、2つ目ですけども、空き家対策なぜ進まないか考えてみたんです。庁舎の中の間で海岸のことを知っている課長さん、それは知っているでしょう。いろいろ見ているでしょうけど、出身の課長さん何人おられますか。隣近所のことを海岸で、あそこは空き家になりそうだよ、ここは空き家になったよ、事後に分かることはあるでしょうけども、事前に分かるような課長さんたちが海岸出身の方が何名おられますか。私は、庁内会議じゃなくて、もっと町の住民を巻き込んだ中

での会議が必要だと思う。各字から、あるいはそんな小さい単位でなくてもいいから、人から出てもらって、海岸のことを分かる人から出てもらって、そして話を進めていかなければ、海岸のことを分かんない庁内会議幾らやったって無駄です。町長、どう思いますか。町長、1つだけ教えてください。

○議長（仙海直樹） 町長。

○町長（小林則幸） 第1点の婚活の問題でございますが、確かに積極果敢にそういう未婚者に対する調整をしなきゃならないことは十分分かっております。しかし、私は苦い経験を持っているんです。2回ほどちょっと個人的に、しかも私がちょっと悪かったんでしょうか。ちょっとほかの方もおられた中で申し上げたんですが、どうですか、町もこういう方式あるんですが、あなた方も将来ある、前途ある期待しているんですが、どうですか。怒られまして、あなたにそんなこと言われる理由ない。私は本当に啞然としました。本当に啞然としたんです。ということは、やはり私たちは期待をしているんですが、本気でよきパートナーを見つけようとする人がいるのかどうか、私はちょっと疑問なんです。声をかけます、私も。声かけて、どうですかって声かけても、いやねと。そうですか、嫌いなんですか。私は、本当にこれから、これは議員さんもそうです。家庭においてもそうなんですが、やはりそういう立場の人たちに対して積極的にそれぞれの立場で働きかけをしなければならぬ。これは町長が申し上げることによって、逆に反発来ることもあるんです。私は2つ苦い、本当に苦い経験をしました。もう私はそれ以後、その人には絶対声をかけないという主義です。ほかにも声かけているんですが、町長が必ずしも申し上げたから、それが実るということではないと思いますが、しかし私も今議員さんのおっしゃられるように積極的にそういう方々に対しては個人的にも声かけながら、何とかやっぱり将来あるもう立派な方、そういう方々っていつても、今大体そうです。未婚のこれだという方を見ますと、本当に有能な、しかも人格的には立派な方、おとなしいんです。積極果敢にひとつ将来のパートナーを見つけようとする意欲を持っているのかどうか、私は本当に疑問に思うんです。単なる働きかけで受けるんじゃないんです。その本人が本当に将来の自分の生活をかけてよきパートナーを見つけようとする意欲があるのかどうかって私は本当に疑問に思っているんです。ただし、だから行動しないんだ。だから、町としても限りなくそういう制度を利用しながらやっていただいて。ただし、それ以上突っ込んだことは叱られます。これプライバシーに関わる問題ですから、一応の働きかけをして、それに対してなおかつ追い打ちをかけて、どうですか、どうですか。これは必ず反発来ます。そういう意味で、やはり基本的には本当に人生をかけた将来のよきパートナーを見つけることはその人のための最大の幸福ということをしつかりと認識してもらわなきゃだめだ。そのことを我々は意識的にやっぱり皆さんから知ってもらわなきゃならないと思っています。

空き家対策ですが、これは今中川議員さんのおっしゃるとおりとそう思っている。私たちもそれに対してはもう頭を悩ましながら対応する。そのために声をかけたりするんですが、これも資金に

関わる問題でして非常に難しいんです。そして、空き家においても軽々にその空き家を我々が考えるような、個人が持っているんですから、そのものを残すべき、あるいは貸しなさいということも積極的にお願いをしなければならぬんですが、そういう空き家というものは現状においてはなかなか厳しい維持管理ができないような状況がございます。そういう中で町も、例えば寄附を受けたものについてはただ壊すんじゃなくて、いわゆる町や個人の居宅を造りたいというのが2件。1件は成功した。1件はやるんですが、そういう意味で町は単に壊すんじゃなくて、やっぱりそういう皆さんに対するいろんな状況判断をしながら、状況ケース・バイ・ケースの中で働きかけていかないと、画一的に何もかも町というのはなかなかできないんです。だから、そういう意味合いにおいては、まず町としては空き家対策について町の姿勢をしっかりと明確に町民にお伝えをし、ご協力いただくという一つの措置をつくりながら、そこにおいて個々人に活動を展開していただきたいと思っていますので、貴重なご意見としては承っておきますが、なかなか厳しい現実があるということだけはご理解いただきたいと思ひますし、私たちはやっぱり空き家、空き地対策に対しては限りなくこれからもう真剣勝負をかけなきゃならぬと思ひていますので、貴重なご意見として承りながらも、しかしなかなか厳しい現実もあるということをご理解いただきたいと思ひます。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） まず、婚活ですけれども、取りあえずまだまだこれから研究の余地あるいはいろいろなことを考える余地があるなと思ひていますので、次年度、補正予算下さいという、くらいぜひ頑張ってください。

それから、空き家対策ですけれども、早く話が来ればリフォームとしてすぐ使える、そういう住宅がいっぱいあると思ひます。それがもうぼろぼろになってから町に寄附されるといっても、もう壊して更地でその次を考えるしかないというようなものしか出てこない。それじゃやっぱり時期が遅い。もっと早くリフォームで使えるような空き家をぜひ活用していただきたいというふうに思ひます。

それでは、こういう話はここで終わって、あと数字だけ教えてください。3番目の質問です。275ページ、天領の里管理費の中で、防犯カメラ借上料減が19万4,000円もあるんですけども、これの説明ちょっとお願いいたします。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 天領の里の防犯カメラの借り上げにつきましては、この令和元年度に3か所の外のカメラを更新する時期になりました。8月1日から新しいものに更新したんですけども、その更新をしたときに今の最新型につきましては値段が安く、それで性能のいいものが非常に出てきているということで、製品の単価も従来のものに比べると大分落ちましたし、なおかつ見積もり合わせの中で競争をしていただいたときに、その辺でまた業者さんのほうで頑張っていたということで請負差額が19万4,000円出たということをご理解をいただければと思ひます。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） よかったですね。安いものが見つかって、そしてまた高性能のものが見つかって。それが8月に見つかったんですね。せつかくなら12月補正で上げてください。それが私は役場のスピーディーな仕事だと思います。8月補正でやったのを年度末まで引っ張ってきて、年度末で補正をかけるって、これはこれで仕事のいいでしょう。でも、もっと各課の皆さんにお願いしたい。早くこういう差額が分かったならば、これは動かないんです、これ以上もうお金使わないんだから。箇所を増やすならいいです。同じ箇所、3か所でいくなら、もう請負差額が分かったならもっと早くぜひ補正で上げていただきたいと思います。

以上です。

○議長（仙海直樹） この際、しばらく休憩をいたします。

（午前10時32分）

○議長（仙海直樹） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

○議長（仙海直樹） 引き続き、令和元年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を続けます。質疑はありませんか。

5番、諸橋議員。

○5番（諸橋和史） 271ページ、農業振興費、3、鳥獣被害対策実施隊員報酬追加ということで、私個人にするとたった2,000円ですよ、追加予算が。正直言って3月31日まで実働をしてもらいたい、多数の方に。してもらいたいということ1点あります。それで、今年度、令和元年に捕獲したイノシシの頭数ですか、箱わな、それとくくりわな、猟友会で銃でという3つぐらいあると思うんですけども、その一応のあれを聞きたいのが1点。

もう一点は、19節の青年の有志の新規就農の支援事業補助金ということで75万減額されているんですが、これでこのので1人が令和元年度中に減ったのか。75万って、普通150万、新規就農というのは1年間で150万というふうに聞いております。それで、75万、また来年75万というふうに上がっておりますけれども、来年度予算には。その内訳、ちょっとお聞かせ、この2点だけちょっとお願いします。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 271ページの報酬の追加2,000円、まずそれについて説明をさせていただきますと、これについては実施隊のメンバーの方に1年間にお一人2,000円ずつお支払いをしているものでございます。現在、隊員が全体で22名ということで、当初予算として4万2,000円ありましたので、22名分ということで4万4,000円必要だということで2,000円を補正させていただいたとい

う形になります。

それから、イノシシの捕獲につきましては、箱わなでは1頭ですけども、あとくくりわな、それから銃ということで、合わせて現在20頭という形になっております。ですんで、今年につきましては非常に皆さんから頑張っていたということでご理解をいただければと思っております。

それから、272ページの青年就農支援事業補助金の関係ですけども、この75万円減というのはお一人の方が所得が非常によく、給付対象から外れたんです。1名分75万円減になりました。1年間で150万円なんですけども、年度の途中から始まって年度の途中で終わるというような形になっております。来年度75万円計上してあるのも沢田出身の方が8月までということで75万円計上していますし、この今減にされた方も9月から交付されていたということで、残りの分につきまして減額というような形になっております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 5番、諸橋議員。

○5番（諸橋和史） 2つともなんですけども、なかなか我々20頭捕れたという感覚がないもんですから、事実山にちょっと入りますと足跡は非常にあります。私、まだ1回小っちゃいのしか見たことないんですけども、イノシシは決して減っているわけではないですし、また町長も発言しておられましたドローンですか、そういうもので体温で見るといような方法もあるそうなので、ひとつこれには努力してもらいたいと思います。

また、青年新規就農ということなんですけども、これも年齢に制限があつてなかなか難しい反面あると思うんですけども、ひとつ努力して若者の就農者を探してもらいたいと、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 278ページの中で、住宅リフォーム助成に関してですが、この考え方について、今どのような考え方で進められるかお聞きします。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 住宅リフォームに関する助成の考え方ということでございますか。

〔何事か声あり〕

○建設課長（小崎一博） 今現在、町のほうでは一般的なリフォーム助成金というもので補助金額が10万円、15万円というものがございまして、あとはちょっと規模を大きくしました新生活スーパー住まいリフォーム助成金というものもございまして、また、海岸地区においては街並修景を行うための修景整備の補助事業もございまして、がんばる街なみ修景整備補助金というものを重点地区において商業活動を営むような方、または町外から海岸地区においでくださる、移住してくださる方の

ような補助事業は準備してございますが。

○議長（仙海直樹） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） その中で私、課長にお聞きしたいのは、住宅1軒持ち持っていた中で、部屋が幾つもあるんです。その中でそのときに予算もある関係がありまして全部できないで、このところリフォームちょっとしたいんだということで町に申請して、補助金お願いしたと。それで、数年、5年、6年たってから、また予算的に規模ができたから、またリフォームしたいんだというようなことを考えられた場合は、今町の制度では難しいというふうにお聞きしているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 今ご意見のとおりでございます。今町の持っているリフォーム関係の補助金につきましては、一つの住宅1回限りということに今させていただいております。ですので、最初は1階をリフォームしまして、5年後に同じ方が2階のリフォームの申請というものは今現在は受付はできないということになってございます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

8番、安達議員。

○8番（安達一雄） 資料の267ページ、7目の保健福祉センターの工事請負費について伺います。非常灯の交換工事費が32万何がしか、これ減らしたんですか、やらないで済んだのですか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 非常灯交換工事32万4,000円の減につきましては、請負差額による減になります。

以上です。

○議長（仙海直樹） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和元年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（仙海直樹） 日程第7、議案第2号 令和元年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第2号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、今年度の実績見込みに基づきまして2款の保険給付費及び4款の保健事業費を減額しております。

歳入予算では、決算見込みに基づきまして、1款の国民健康保険税、6款の県支出金を減額した一方、10款の諸収入を増額しました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ5,063万円を減額しまして、予算総額を5億6,542万円とするものでございます。

なお、本補正予算につきましては、昨日開催しました国民健康保険運営協議会におきまして、ご承認をいただいております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の288ページをお願いします。1款総務費に資格管理システム改修委託料6万6,000円を計上しております。これは、在留外国人の情報に関するシステム改修に伴う経費であり、全額国庫補助金が充当されます。

次に、2款保険給付費につきましては、療養給付費、高額療養費ともに減額しており、決算見込みとしましては前年度とほぼ同じ3億7,000万円程度になる見込みです。

なお、国保特会の状況につきましては議会資料77ページ以降にございますので、ご参考にしてください。

補足は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願ひをいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和元年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（仙海直樹） 日程第8、議案第3号 令和元年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第3号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、今年度の実績見込みに基づきまして、1款の総務費、2款の保険給付費、4款の地域支援事業費を減額いたしました。

歳入予算では、決算見込みに基づきまして、1款の保険料、3款の国庫支出金を増額した一方、4款の支払基金交付金、5款の県支出金、7款の繰入金及び9款の諸収入を減額しております。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ1,213万1,000円を減額いたしまして、予算総額を6億8,698万9,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の300ページをお願いいたします。1款総務費では、認定調査件数の減によりまして調査関係経費を減額しております。

301ページの2款保険給付費では、居宅介護サービス給付費を利用者数の減少によりまして1,000万円減額しており、決算見込みといたしましては前年度より2,000万円程度多い5億7,000万円程度になる見込みです。

次に、304ページをお願いいたします。4款地域支援事業費の包括的支援事業委託料では、実態把握調査のための臨時職員の賃金分を減額しております。

これらの状況を踏まえまして、このたび所要の補正をさせていただきました。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑はありませんか。

9番、高桑議員。

○9番（高桑佳子） 先ほど304ページ、包括的支援事業、職員の減による減額ということでお話しいただいたかと思うんですけども、包括支援事業のいろんな業務に関しては非常に今仕事量が増えているということを聞いております。それぞれの事業所でも、やはり残業も増えているし、大変個別のお宅の対応にも苦慮しているというような実態がありますが、この職員の減に関してはどういうふうこれから対応していかれるのかお聞きしたいんですが。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 実態把握調査の賃金の減につきましては、当初の予算の段階では30年度から勤めていただいております臨時職員1名分を見ておきましたんですが、その方がちょっと今度社協の法人のほうの臨時職員のほうに応募がありまして、その方がそちらに採用されたということで、こちらの包括のほうの臨時職員がちょっとなくなったという状況でありました。社協のほうでも代わりの方をちょっと当たったんですが、なかなか適当な方がいらっしやらなかったということで、このたび減額をさせていただいております。今後につきましては、正職のお二人いますので、2人で随時時間を見ながら行うということですが、取りあえずまた来年度以降につきまして

は未調査の部分が増えてくると思いますので、再度検討させていただければと思っております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 9番、高桑議員。

○9番（高桑佳子） どの事業所でも結構手不足ということは聞いていますし、もちろんそのお仕事に就かれる方も少ないということで、いろんな対応が取られているんですが、ぜひ町民の方々にご不便が出ないようにご配慮いただきたいと思います。お願いします。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

5番、諸橋議員。

○5番（諸橋和史） 301ページ、介護サービス給付費の中で、19節に1,000万円の居宅介護サービス給付費減ということにありますけれども、1,000万円って相当の我が町にとっては数字なんですけれども、これは居宅サービスからデイサービスに変わったとか、そういう何か物事があつての減額なんでしょうか。ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 居宅介護サービス給付費の減ですが、こちらは昨年の3月の利用者が163人いましたが、今年の1月分のサービス受給者数が148人ということで、この時点で15人減っております。その関係で居宅介護のほうは減額をさせていただきます。その減った原因としましては、ちょっと詳しいところまで調べておりませんので、すみませんが、お願いいたします。

以上です。

○議長（仙海直樹） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 余りよく詳しく知らないんで教えてもらいたいんですけど、302ページから303ページにかけて、各国庫支出金がみんな減ってきて、要するにそれだけ国からお金が来なかったということでしょうけども、それでまたその他というので各事業に対する補助金でしょうけども、それも減額になってくるんですけど、それも全部一般財源になってくるんですよね。一般財源からこれ特別会計に財源構成しているんですけども、これはどういうことなんでしょうか。ちょっとよく分からないんで教えてください。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） こちらの財源構成につきましては、例えば国庫負担金、それから国庫補助金、あと支払基金交付金等の最終的な実績見込みによりまして減額をした関係で、それぞれの事業に充ててあった金額が減っているということで、最終的には結局歳出のほうもその事業費に合わせて落ちておりますので、全てが一般財源に変わるとかそういうことではございませんので、あくまで事業費に見合った歳入歳出という結果になるかと思えます。

以上です。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 国庫支出金が減ったということですよね、これでこの決算書見る限り。例えば303ページの特定入所者介護サービス費というところで国庫支出金が7万9,000円減ったと。なぜ減ったのか。国庫支出金というのは、人数によって上がり下がりがあるわけでしょう。ということは、国庫支出金が下がる、減るということの意味がよくちょっと分からないんです。一般財源の中でいろいろ人がいなくなったから、もう全部それを、お金も全部、さっきの1,000万の話じゃないですけど、人間がいなくなったから減るんですよってことなら分かるんだけど、国庫支出金が減って、その他が減って、それでそれを一般財源でまた持ってくるというその意味がちょっとよく分からないんです。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 細かく補正すれば歳出のほうもそれぞれの項目ごとに最終的に減額をすればいいんですけども、それをやっていない関係で、要は歳入がある程度確定しておりますので、その歳入の確定した部分を減額して補正をさせていただいた関係で、この予算書上はこういう形でその分一般財源として計上されているということになります。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 令和元年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）に
ついて

○議長（仙海直樹） 日程第9、議案第4号 令和元年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第4号につきましてご説明を申し上げます。

令和元年度の簡水特会におきましては、常楽寺配水池からの管路布設替え工事、国道352号拡幅改良、市野坪地内の圃場整備に伴う管路の布設替え工事を実施しております。

このたびの補正予算は、米田地内の管路布設替え工事を追加、また年度末を迎えまして、各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出それぞれから補正額114万3,000円を追加いたしまして、予算総額を2億644万5,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、315ページをお願いいたします。1款1項1目13節委託料の公営企業会計適用基本計画ですが、簡水会計と汚水処理の3会計を合わせまして一本で契約しております。4会計合わせでの予算額200万円ですが、契約額では115万5,000円でございますので、それぞれの会計で不用分を減額しております。27節公課費の消費税では、今年度6万4,000円を納税し、残りを減額いたします。

2款の水道管理費、11節需要費では、井戸ポンプの修繕費と漏水修理の費用を追加いたしました。16節原材料費では、水道メーターの契約差金分を減額しております。

316ページをお願いいたします。3款水道施設費、13節の委託料でございます。管路施設設計委託の精算による不用分を減額しております。15節工事請負費、配水管移設工事（県補償分）では、米田地内の配水管布設工事費分として500万円を追加しております。ただ、市野坪地内の移設工事費を精算により減額しておりますので、記載のとおり金額となっております。管路工事減については、常楽寺地内の配水管移設工事の精算による減額でございます。

戻っていただきまして、314ページでございます。配水管移設補修による県の補償金を追加してございます。

311ページに移りまして、第3表繰越明許費ですが、米田地内の国道302号改良工事に伴います水

道管移設について工事請負費を繰越しさせていただくものでございます。

補足は以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 令和元年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（仙海直樹） 日程第10、議案第5号 令和元年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第5号につきましてご説明を申し上げます。

令和元年度の農排特会では、処理区の統合の検討業務、施設の維持管理を実施しております。

このたびの補正予算は、年度末を迎えまして、各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額106万円を減額、予算総額を1億1,161万円とす

るものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。歳出、324ページをお願いいたします。1款総務費、13節委託料は、先ほどの簡水と同様に請負差額による減額でございます。

2款集落排水施設費、委託料は出雲崎地区、松本地区の処理区統合に関する準備のためのものですが、請負差額分を減額いたします。

歳出の減額に伴いまして、歳入予算の繰入金、町債も減額しております。

補足は以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 令和元年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（仙海直樹） 日程第11、議案第6号 令和元年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第6号につきましてご説明を申し上げます。

令和元年度の下水道特会では、久田浄化センターのストックマネジメント事業を行っております。電気設備更新に向けた設計を実施しております。

このたびの補正予算は、年度末を迎えまして、各費目の計数整理をいたしました。

また、久田浄化センターの機械設備の故障により、急遽施設修繕料を追加しております。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額24万円を追加し、予算総額を1億6,008万9,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、332ページをお願いいたします。1款総務費の委託料の減額につきましては、簡水、農排と同様の理由によるものでございます。

2款事業費の施設修繕料追加でございますが、浄化センター、汚泥貯留槽の攪拌ブローが故障しております。平成13年度に設置、平成19年にオーバーホールしておりますので、今回につきましては交換する費用でございます。

戻りまして、331ページ、歳入でございますが、修繕料の追加によりまして繰入金を追加しております。

補足は以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 令和元年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（仙海直樹） 日程第12、議案第7号 令和元年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第7号につきましてご説明を申し上げます。

令和元年度の宅造特会では、松本ひがし団地の分譲販売を実施いたしました。10区画の売払い収入を見込みましたが、9区画でありましたので、土地売払い収入を減額いたしております。これに伴いまして、一般会計への繰出金も減額しています。

歳出では、松本ひがし団地の資源ごみ置場の設置、また国道側からごみステーションが見えないように景観に配慮する必要を追加しております。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額267万1,000円を減額、予算総額を3,232万9,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

最終ページ、歳出、340ページでございます。1款事業費の1目住宅団地管理費の備品購入費でございます。松本みなみ団地には、現在幅90センチの可燃物収集のごみ箱が1基設置してございます。ごみの多い場合には入り切らず、脇に置かれているというお話を地域から聞いております。同じものを追加設置するための費用が6万円でございます。それと、松本ひがし団地に資源ごみを置いた

めの物置を設置する費用が12万3,000円でございます。合わせて既成の額の追加でございます。

2目住宅団地事業費の工事請負費ですが、松本ひがし団地の可燃物ごみの収集箱と先ほどの資源ごみ用の物置を国道側から見えないようにフェンスを設置する費用を追加しております。

2款諸支出の繰出金の減額は、町長の説明のとおりでございます。

歳入の338ページをお願いいたします。1款の財産収入は、10区画の収入を見込みましたが、9区画でございましたので減額しております。

2款繰越金は、数字を整理いたしました。

3款の諸収入、2項雑入でございますが、土地売買契約後に事情により契約解除がございました。違約金を徴収しております。

3項延滞金ですが、3名の方が契約に決めました期日までに代金全額の納入がなされませんでした。3名の方について延滞金を徴収しているものでございます。

補足は以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。

6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 340ページの歳出の中で、目の住宅団地事業費の中で、資源ごみステーションの柵設置工事、これというのが55万4,000円ぐらいかかっているんですけども、この内訳ちょっと聞かせていただきたいんですが。私の考えではちょっと高いかなというふうに思うんです。その裏づけ、バス停もそうだったんですけど、ちょっと見ると高過ぎる。お聞かせください。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 松本ひがし団地の可燃物ごみ置場、あとは新しく設置します資源ごみ用のごみ置場でございますけれども、2つ並べて置くものでございます。延長的には、約10m程度の延長で囲う必要がございます。ごみ箱の囲いにつきましては、海岸地区については木製の柵で囲っておりまして、大門のひまわりハウスについても木造の柵で囲ってございます。当然同様なことを考えまして見積りを徴しましたが、60万円以上の金額、見積額が出てきております。ちょっと考えまして、アルミ製の目隠しフェンス、可燃物につきましては高さが90センチですので、1m程度のフェンス高、資源ごみ置場につきましてはその物置が1m50程度の高さになりますので、その箇所については1m50のアルミフェンスの設置を検討いたしましたところ、木造で製作するよりも安価にでき上がりますので、アルミのフェンスということを今考えております。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 教えてください。340ページの住宅団地管理費の中で、備品購入費で、ごみ収集箱追加ですよね。それが松本みなみ団地とおっしゃいましたか。

〔「はい」の声あり〕

○2番（中川正弘） これ松本ひがしのときはどうするのかな。あるいは各、これ松本みなみは何年もないからこのごみ箱を追加するときに町が金を出したのか、それともどこの町村でも、集落でもごみ箱を追加するときには町が補助金出すんですか。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 経緯からちょっと説明させていただきます。松本みなみ団地につきましては、住宅戸数を考えて通常1m80幅のステンレス製のごみ箱が置かれるところ、戸数を考えて幅90センチのものを準備いたしました。住宅団地のように町のほうで準備いたしました。ただ、近年のごみ事情からいきますと、ちょっと大きさが足りない。多い日には脇に置かれてしまうということで、みなみ団地用に追加で同じもの、90センチ幅のものをもう一つ追加で置かせていただきます。ごみ箱につきましては、町のほうからも集落で購入する場合については補助金等のようなものがございまして、各集落で手配して購入しているものかと思えます。ただ、町の販売する住宅団地につきましてはサービス面ということで、購入者の方の利便性をちょっと図りたいということで、以前の団地からごみ箱につきましては町のほうで購入し設置しているものでございます。管理につきましては、当然利用される方の管理には当然なるものでございます。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 経緯は分かりましたけど、では各集落がごみ箱を追加するときに、入り切らないから追加するときに、町がつくってくれるんですかとなるんです。これごみ箱が足りないから、最初のごみ箱、当然1個目は町がつくってあげたんでしょうけども、追加ですよ、これ。これ6軒の方で、何軒今入っているか分かんないけど、その人たちが負担して、それに足りない部分というか、町には補助金制度ありますから、それで出すなら分かるんですけど、これ全額購入費でしょう。これ補助金じゃないんでしょう。それじゃ、ちょっと平等性からして、町のいつも言う平等性からしておかしくないですか。その6軒で追加してつくるのに18万かかるから、町の補助金、今5万幾らかな、4万幾らかな。その補助金を出してくださいというのなら、これみんな平等で分かるんだけど、全額町ですよ。これのほかのところの平等性についてどう思われますか。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 確かに普通の集落につきましては、町から補助金が出ましてごみ箱を購入しているものでございますが、町で造成した団地につきましてはごみ箱については町のほうで準備してサービス向上を図っているというものでございます。今中川議員のご指摘のとおり、みなみ団地については全て入居がもう終わっていて、ごみ箱も設置されているという状況にもかかわらず、さらに追加するものというお話でございますが、住宅団地分譲したということで、団地分譲地については町のほうで準備して設置したいというふうな考えでございます。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 人数の少ない団地だから全額出せというのはかわいそうな話だし、町はもう少し上手にやらなきゃ。これだと公平性に欠けます、この書き方だと。もっと……どういえばいいか、これだけかかったけど、これだけ補助しましたよというのが、追加で補助額が上乘せになりましたというならまだ分かるんだけど、全額つくってあげるというのは、どうも町が造った団地だからという意味で言えば、じゃ川東さんどうするんですか、深町はどうするんですかという話になっちゃうんです。だから、人数少ないからかわいそうだけど、全額じゃなくて補助で納めるように今後していただけないでしょうか。

以上です。返答要りません。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今ほど中川さんの関連しますけれども、町が造ったものについては、今説明ありましたけど、今後ごみ箱とかそういう施設、私らは集落で壊れたら直すとかいうふうにはやっておりますが、今後はやっぱりそちらの管理というのはもうその地区の方に任せるのか、それとも町がずっと関与していくのか、その辺の考えちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 今の松本みなみ団地、ひがし団地のお話でさせていただきますと、住宅団地につきましてはまだ松本集落からの付き合いということになっております。ということで、ある程度たちましたらごみ箱を設置したということから、管理につきましては当然地元管理ということになりますし、その後の修繕みたいなものにつきましても利用者の方からやっていただくというこの方向でございます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第13、議案第8号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第8号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、国の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、国が定める印鑑登録証明事務処理要綱の一部が改正されたことから、関連する町印鑑条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、成年被後見人が一律に印鑑登録できない規定から、要件を満たした成年被後見人の印鑑登録を可能にするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） それでは、補足説明をさせていただきます。

議会資料の113ページの新旧対照表をご覧ください。こちら改正内容については、町長の提案理由のとおりです。第2条第2項第2号を、意思能力を有しない者と改正することにより、法定代理人が同行し、かつ成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として印鑑登録を可能とするものでございます。

そのほか、今回の国の事務処理要綱の一部改正によりまして、文言の削除、修正等がございます。補足は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定によ

り、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 出雲崎町監査委員条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第14、議案第9号 出雲崎町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第9号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、第3条につきましては、地方自治法の一部改正に伴うもの、また第7条につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により追加するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） このたびの改正につきましては、今町長説明のとおり、法律の改正に伴い町の条例の所要改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 出雲崎町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
制定について

○議長（仙海直樹） 日程第15、議案第10号 出雲崎町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第10号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、本年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、会計年度任用職員のサービスの宣誓について定める必要があることから、所要の改正を行ったものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

現行の条例では、地方公務員法に定めるサービスの宣誓につきましては新たに職員となった者は任命権者等の面前において宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないということになっております。4月から導入する会計年度任用職員につきましては、その任用形態、任用の手

続が様々でありますので、このサービスの宣誓につきましてはそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことが望ましいことから、別段の定めをすることができるという規定を置いたものでございます。具体的には、任命権者等の面前においての宣誓書の署名を要さず、署名した宣誓書の提出で足りることとするもの等を検討しているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 出雲崎町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第16、議案第11号 出雲崎町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第11号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、海岸公民館の夜間の開館時間の変更を行うものであります。別表（第9条関係）中の表2の出雲崎町海岸公民館使用料の表中、午後5時から午後10時までを、午後5時か

ら午後8時までに改めるものであります。これに伴いまして、各室の使用料が減額となるものであります。

改正の理由は、海岸公民館の会議室や図書室の午後8時以降の利用状況が極端に少ないことから開館時間を短縮するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

教育課長。

○教育課長（矢島則幸） それでは、補足説明をさせていただきます。

資料119ページをご覧くださいと思います。今ほど町長から提案があったとおりでございます。先日、2月18日の全員協議会で報告申し上げたところでございます。使用料の変更につきましては、1時間当たりの単価を使用する時間を掛けて算出したものでございます。これまでどおり管理人を置きまして柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

改正する時期は、4月1日からと考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第17、議案第12号 出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第12号につきましてご説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の一部が昨年8月1日に改正されたことに伴いまして、町条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

このたびの法律及び施行令の改正によりまして、これまで災害援護資金に係る償還金の支払い猶予の規定については施行令にのみ規定をされておりましたが、貸付けを受けた方には重要な制度であることから、法に規定されることになりました。また、償還免除事由の拡大が行われ、これまでは死亡または重度障害者による場合のみ償還が免除されることとされていましたが、これらに加えて破産手続開始の決定または再生手続開始の決定を受けたときについても災害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還を免除することにできるようになりました。

以上の改正内容によりまして、条例の引用条項の整理を行うものであります。

議会資料121ページに新旧対照表がございますので参考にしてください。

補足は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第18、議案第13号 出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第13号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に基づきまして、所要の改正を行うものであります。

主な改正点は、幼児教育・保育の無償化により、2号認定子供の副食費の支払いを園が保護者から受け取ることができる費用とするもの及びその減免対象者を規定するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

こども未来室長。

○こども未来室長（矢川浩之） それでは、補足をいたします。

資料の81ページの1番をご覧ください。本条例につきましては、子ども・子育て支援法において国の定める基準に従い市町村において条例を定めることになっておりますが、以下3点につきまして国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に基づき行うものでございます。

1点目は、幼児教育、保育の無償化によりまして、保育料は無償化となりましたが、副食費については無償化の対象外となり、引き続き保護者の負担となりました。第13条第4項第3号で改正前は施設が保護者から徴収できる費用として3歳以上の主食、米やパン等になりますが、に係る費用

だったものを、主食、副食。副食につきましては、給食のおかず代やおやつに関するものになります。これを含めた食事に要する費用と改正し、ア、イ、ウにおいて食費の支払いは不要とする減免対象者を規定するものでございます。

2点目、3点目は、当町において現在特定地域型保育事業者の該当はございませんが、国の改正に基づき改正するものでございます。小規模保育を行う特定地域型保育事業者は、保育所を連携施設として確保しなければなりません。同じ小規模保育施設等を確保することで連携施設の確保に変えることができるという連携要件の緩和と連携施設を確保しないことができる経過措置を5年延長するものでございます。

また、子ども・子育て支援法の改正により、略称の改正、支給認定、これを教育・保育給付認定等の修正を全体的に行っております。

以上が改正の内容ですが、よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第19、議案第14号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第14号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に基づきまして、所要の改正を行うものでございます

主な改正点は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保の緩和、家庭的保育事業者の自園調理の原則の特例として、外部搬入できる施設の追加及び自園調理の適用の経過措置期間の追加等の改正を内容とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

こども未来室長。

○こども未来室長（矢川浩之） それでは、補足をいたします。

同じく資料の81ページの2番をご覧ください。本条例につきましては、児童福祉法において国の定める基準に従い、市町村において条例を定めることになっておりますが、今回の改正は厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正でございます。なお、家庭的保育事業につきましては、先ほどの出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例における特定地域型保育事業と同じ意味ということでご理解をお願いいたします。

改正の1点目は、家庭的保育事業者等が確保しなければならない連携施設の確保の緩和。また、確保しないことができる経過措置を5年延長するものでございます。

2番目は、家庭的保育事業者は利用者に対しまして自園で調理したものを提供することを原則としておりますが、特例として保育所等から調理業務を受託している事業者が家庭的保育事業におきまして食事の搬入ができることとするものでございます。

また、制定時の附則において、家庭的保育事業所の自園調理の原則の適用の経過措置を10年間とするものでございます。

以上が改正の内容でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定によ

り、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（仙海直樹） 日程第20、議案第15号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程いたしました議案第15号につきましてご説明を申し上げます。

出雲崎町過疎地域自立促進計画は、事業の追加または中止等の変更をする場合は、あらかじめ県と協議の上、議会の議決を経ることになっております。

このたび、町家オフィス誘致支援事業、デマンド交通運行、斎場整備事業負担金等の事業を新たに同計画に追加したいので、議会の議決をお願いするものであります。

なお、当該変更計画につきましては、本年1月28日付で新潟県との協議を済んでおりますので申し添えます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

このたびの過疎地域自立促進計画の変更は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和2年度から実施されることに伴い、変更したものが主なものとなってございます。計画書本文に追加す

るもの、また事業計画の個別事業を追加または変更するもの等がございます。

主な変更箇所につきまして、資料を用いましてご説明させていただきます。議会資料の83ページをお願いいたします。83ページ以下に過疎地域自立促進計画の抜粋を載せてございます。この中の下線部が引いてある部分が今回変更箇所となります。

初めに、2番、産業の振興でございます。ここはオの企業誘致の項目に、次のページになりますが、③番に町家オフィスの整備をするという文言を明記しております。

続きまして、キの観光・レクリエーションです。こちらのほうには、⑦の街並みの環境整備関係の文言を追加いたしました。

(3) 番の事業計画でございますが、本文の変更に合わせて個別事業を追加しております。

続きまして、89ページをお願いいたします。産業の振興の中の(9)、過疎地域自立促進特別事業という項目がございます。本文にはその対策が既に示されておりますが、個別事業のみを追加してございます。以後、事業計画のみの追加変更も同様となっているところでございます。

91ページをお願いいたします。3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、こちらのほうにはデマンド交通の運行関係につきまして92ページのほうに明記しているものでございます。

続きまして、95ページをお願いいたします。4、生活環境の整備でございます。次のページの96ページのエに斎場の整備、これをこのたび追加をいたしました。

続きまして、100ページをお願いいたします。5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございます。こちらのほうには児童福祉のところから0から2歳児の保育料の無償化等、子育て支援につきまして変更をしております。

次、105ページをお願いいたします。7、教育の振興でございます。本文におきまして児童生徒の安全、安心を高める教育環境の整備について明文化するとともに、スクールバスの運行を追加いたしました。

次、108ページです。9、集落の整備でございます。集落の整備には空き家を活用した移住、定住の促進等につきまして本文に明記をしたところでございます。

最後になりますが、112ページをお願いいたします。10、その他地域の自立促進に関し必要な事項でございます。こちらは、その対策の中に町民主体のイベント等について実施する内容を追加しております。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(仙海直樹) これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、高桑議員。

○9番(高桑佳子) この改定で多々あるんですが、1つ教えてください。過疎地域自立促進計画の出雲崎アーカイブ事業についてなんですけど、ここ過去の映像資料や写真を収集して、ホッと情報館

陽だまりにて一定期間ごとにテーマを変えながら展示を行う。これ、ホッと情報館陽だまりと妻入り会館というのは大体同じような活動を行っておりますし、妻入り会館ではたくさんの観光客の方も訪れますし、町内の方も来られる。ここでは陽だまりが明記されているのに、妻入り会館は所管は違いますけれども、同じような事業を行いながら明記がないという理由を教えてくださいたいんですが。

〔「何ページ」の声あり〕

○9番（高桑佳子） 議案書のほうの89ページです。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） この事業につきましては、第2期総合戦略の事業の中でうたっております事業になっております。決して妻入り会館で放映しないというわけではないんですけども、観光の窓口としての陽だまりの機能の強化ということで、陽だまり館という形でうたわせていただいております。映像につきましては、陽だまり館に限らず、町内の各施設で放映する予定と考えております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 9番、高桑議員。

○9番（高桑佳子） そうしましたら、ホッと情報館陽だまりにてというよりも、などにてということにはならないのでしょうか。あるいは公民館などを追加するとか、そういうことはないのでしょうか。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 取りあえずこの過疎計画の中では陽だまり館という形でうたわせていただきまして、軽微なものですので、やっていく中で町内の各施設で順次使わせていただくということでご理解をいただければと思います。

○議長（仙海直樹） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更
について

○議長（仙海直樹） 日程第21、議案第16号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第16号につきましてご説明を申し上げます。

このたび定数自立圏に関する協定におきまして、観光情報の発信及び観光誘客の推進を変更し、雇用の促進を追加することに伴いまして、長岡市と締結しております協定の一部を変更する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

このたびの変更は2点ございます。議案書をご覧いただきたいと思います。

1つは、観光振興についてでございます。観光振興につきましては、これまではPR用の印刷物等による観光PR活動を行ってきたところでございますが、今後は旅行会社に向けた旅行商品の造成の働きかけに取り組んでいきたいという内容となっております。これは変更となります。

もう一点が雇用の促進でございます。雇用の促進につきましては、圏域内の地元就職に結びつく就労イベント等を企画、実施していくという項目を、このたび定住自立圏形成の協定書に追加をさせていただきますというものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

この際、しばらく休憩をいたします。

（午後 零時05分）

○議長（仙海直樹） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

◎議案第17号 令和2年度出雲崎町一般会計予算について

議案第18号 令和2年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第19号 令和2年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第20号 令和2年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第21号 令和2年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第22号 令和2年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について

議案第23号 令和2年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第24号 令和2年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第25号 令和2年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（仙海直樹） 日程第22、議案第17号 令和2年度出雲崎町一般会計予算について、日程第23、議案第18号 令和2年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第24、議案第19号 令和2年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第25、議案第20号 令和2年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第26、議案第21号 令和2年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第27、議案第22号 令和2年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第28、議案第23号 令和2年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第29、議案第24号 令和2年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第30、議案第25号 令和2年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案9件を一括議題といたします。

ここで、ただいま上程されました令和2年度当初予算各会計の審議に当たり、町長から令和2年度の施政方針について説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） 施政方針を述べさせていただきます。

初めに、本日、ここに令和2年3月町議会定例会を迎えまして、令和2年度予算をはじめとする諸議案をご審議いただくに当たり、今後の町政運営に対する所信の一端を予算編成上の基本的な考え方や最重点施策等を申し述べ、議員各位並びに町民各位のご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

まず、このたび執行されました出雲崎町長選挙におきましては、町民各位の大変なご信任を賜りまして、引き続き9期目の町政を担うことになりました。町民の皆様からお寄せいただきましたご支援、ご協力に心から感謝を申し上げますとともに、改めて原点に立ち返りまして、おごることなく謙虚に誠実に町のさらなる飛躍に向けて全身全霊を傾注してまいります。

現在、新潟県内におきましても感染が拡大をしておりますところの新型コロナウイルス感染症は、住民生活や経済活動にも大きな影響を与えています。町では町内の小中学校の臨時休業、一部公共施設の利用中止、町が主催するイベントの中止等によりまして、感染の発生防止を図ってまいっております。町民の皆様には大変なご不便をおかけいたしますが、この2週間が感染防止に極めて重要であることから、ご理解とご協力をお願いをいたすわけでございます。

あわせて、町民の皆様におかれましては、引き続き手洗いやせきエチケット等を徹底しまして、可能な限り人混みなどを避け、感染予防対策をお願いいたしますものであります。

町といたしましても新型コロナウイルス感染症につきましても、国及び県と連携しながら感染拡大を防止するための取組を進め、今後、町内で感染者が発生した場合など、状況に応じ迅速に必要な対応を取ってまいります。

このような中、過ぎし年は、「平成」という時代に幕を下ろし、うるわしく美しい自然を愛で、

自然とともに平和に生きる願いが込められた「令和」の新しい時代の幕が開きました。10月には、天皇陛下の「即位礼正殿の儀」が開催され、日本中が祝福ムードに包まれまして、次なるステージが始まる歴史的な年となったところでございます。

本町におきましては、デマンド交通「てまりん」の運行や「松本ひがし団地」の分譲開始など新たな事業を行うとともに、「第2期出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしまして、次なる時代への飛躍につなげる年でありました。

全国に目を向けますと、10月には消費税率が8%から10%に引き上げられ、負担軽減策といたしまして軽減税率制度が導入されました。

また、昨年も自然界における大災害の連続でありました。台風15号、19号、21号の相次ぐ来襲に伴いまして多数の尊い人命が失われ、道路あるいは鉄道、農作物等に甚大な被害をもたらしました。

しかし、ラグビーワールドカップ日本代表チームが「ワンチーム」をスローガンに、様々な国から集まる選手たちが、まさに「1つ」になって初のベスト8をつかんだラグビーワールドカップ日本大会や、リチウムイオン電池で吉野彰氏のノーベル化学賞受賞の快挙に沸いた1年でもあります。

そのような中、経済再生と財政健全化の両立を目指す令和2年度の政府予算案が示されました。一般会計総額は、2年連続で当初予算として100兆円を超える、前年度比1.2%増の102兆6,580億円となり、現在、国会で審議中であります。

また、県におきましても厳しい財政状況の中ではありますが、行財政行動計画の策定後、初めてといたしましての予算編成となる令和2年度予算案は2月12日に発表されました。「住んでよし、訪れてよしの新潟県づくり」の実現に向けまして、前年度比3.2%減の1兆2,197億円となっており、現在、県議会で審議をされているところであります。

新年度は、東京オリンピック・パラリンピックを控えまして、未来への躍動感にあふれた今こそ、新しい時代の幕開けに、本町としていかに対峙するかが問われています。

第2期の計画期間が始まります総合戦略事業を着実に実施し、0歳から5歳までの保育利用料の無償化あるいは0歳から18歳までの医療費の無料化、町の魅力の情報発信、移住定住対策の促進あるいはまた松本ひがし団地の分譲促進、「お帰りライナー便」の運行等によるデマンド交通「てまりん」の拡充等、住んでいる人々が幸せを感じられる町、これから人が住んでみたくなる町を目指しまして、改めて初心に立ち返り謙虚誠実、全知全能を傾注してまいります。

令和2年度予算編成の最重点施策といたしまして、令和2年4月から始まりますところの「第2期出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、第1期総合戦略事業を評価、検証し、継続、拡充する取組に加えまして、新たな取組を着実に実行し、幅広い層から「選ばれる町」として環境整備を進めてまいります。

その実現に向けまして、総合戦略の基本目標でありますところの「若い世代の希望をかなえる町づくり」、「様々な人が関わり、訪れ、交流する町づくり」、「地域の資源を活かした魅力ある町

づくり」、この3項目を最重要施策としまして掲げましたので、よろしくご審議を賜りたいと思います。

若い世代の希望をかなえる町づくりでございますが、若者の地域定着、U・Iターンを促進するため、子育て・仕事・住宅等の支援を進め、若い世代の希望をかなえる町づくりを進めてまいります。

0歳から2歳児の保育利用料を無償化し、国の施策と併せまして0歳から5歳児の保育利用料を無償化します。加えて0歳から18歳までの医療費を無料化し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、入園者の増によりまして、臨時的に保育士等を雇用した場合の経費を保育園等に補助し、保育環境の充実を図ってまいります。さらに体調不良等により家事を行うことが困難な妊産婦に対しまして家事支援を利用した費用を助成し、子育て支援の充実に努めてまいります。

さらに、スーパー住まい取得支援事業をPRし、松本ひがし団地の分譲を促進し、若者世代の定住促進を図ってまいります。

次に、様々な人が関わり、訪れ、交流する町づくりでございますが、多世代交流、大学等と町民との連携、出雲崎町の情報発信等を通してつながりのきっかけをつくり、様々な人々が多様な形で関わりを持つ機会を増やしてまいります。

まち・生活・交通先進連携事業（トリトンプロジェクト）を実施いたしまして、多世代交流、大学等と連携し、健康と安全な町づくりを推進します。

地域おこし協力隊制度を活用しまして、地域の魅力を掘り起こし、本町の総合的な情報発信を行ってまいります。

地方創生を応援する企業版ふるさと納税を新たに活用いたしまして、総合戦略事業の促進を図ってまいりたいと思います。

さらに、地方創生推進交付金事業により観光ルート構築発信事業、良寛記念館魅力度アップ事業を展開し交流人口、関係人口の増加を図ります。

次に、地域の資源を活かした魅力ある町づくりでございます。出雲崎の歴史、文化、魚、米等の特産品を磨き上げながら、地域の資源を生かし、町民が今後も出雲崎に住み続けたいと思うことができる、魅力ある町づくりを進めます。

町に寄附を受けた空き家を有効活用し、地域の特性を生かした「町家暮らし住宅」を整備し、定住促進等を図ってまいります。

さらに、町の食文化の後継者を育成をしながら、その食文化を観光客等に体験してもらう体験型観光メニュー等を創出する「食の伝承事業」を観光協会と連携して実施します。

令和2年度の主要施策の概要についてでございますが、健康で安心して暮らせる福祉の町づくり。「子は宝」多世代交流館は、引き続き保健師、看護師、保育士等専門職員を配置しまして、子育て

に関する講座の開催、悩み相談など子育て世代を総合的にサポートし、子供を育てる講座等の開催、あるいは妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供していきます。

総合戦略事業として、子育て支援拠点事業、妊産婦の医療費全額助成、妊婦・産婦の健診の費用助成、助産師による産前産後における家庭訪問事業を実施してまいります。

体調不良等により家事を行うことが困難または、家族から十分な家事支援を受けることができない妊産婦に対しましても家事支援を利用した費用を助成し、子育て支援の充実に努めます。

本町に在住する障がい者（児）及びその家族が、身近な地域で日常生活での困り感等に対する相談ができるよう、引き続き相談支援事業所の運営をいたしてまいります。

障がい者が地域で自立した生活を送るための支援を行うとともに、就労に向けた訓練及び就労継続のための支援の充実に努めてまいります。

高齢者が在宅においても安心して生活できるように、緊急通報体制の整備、寝たきり老人等介護手当の支給、紙おむつ等の支給の支援も行ってまいります。

社会参加の促進と健康増進のために、65歳以上の高齢者を対象に、長岡線の路線バスも利用できる福祉タクシー・バス券を支給してまいります。

運動指導員の指導と補助員の見守りの下、定期的に運動ができる高齢者パワーアップ事業を実施し、地域の仲間とともに体力の維持改善と運動習慣の定着を図ってまいります。

小学校就学前の3～5歳児の子供たちの健全育成のために、子ども育成支援金を交付します。

0歳から2歳児の保育利用料を無料化しまして、国の施策と併せまして0歳から5歳児の保育利用料を無償化し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

園児の途中入所の増によりまして、派遣保育士等を雇用した場合の経費を保育園等に補助し、保育環境の充実に努めてまいります。

0歳から18歳までの通院費及び入院費を全額助成をしまして、子ども医療費を無料化します。また、子育て支援として乳児おむつ等を支給いたします。

胃がん検診は、従来のレントゲン撮影に加えまして、リスク検査を継続しながら、疾病の早期発見に努めてまいります。

予防接種は、引き続き、町独自で妊婦、子どものインフルエンザ、おたふく風邪の助成を行うとともに、1歳未満の乳児のロタウイルス接種費用の助成を行います。

国の緊急風疹対策といたしまして、成人用の風疹抗体検査及び予防接種も行ってまいります。

国民健康保険事業は、県が財政運営の責任主体となりまして、安定的な財政運営の下に、地域におけるきめ細かい事業を実施してまいります。

介護保険事業は、介護予防や生活支援のニーズに応える町独自のサービスを提供し、八手地区及び海岸地区におきましては、新しい居場所づくりといたしまして、昨年度から開始いたしました「八手の茶の間」、「新津邸の茶の間」を継続してまいります。

「健康と交通」をテーマに、交通行動に関連した身体機能のデータ解析や、安全、安心な町づくりに向けまして、新潟大学と連携する「トリトンプロジェクト」を実施してまいります。

安全で快適な美しい環境の町づくりでございます。松本ひがし団地の分譲を促進しまして、さらなる定住人口の増加を図ってまいります。基幹交通である定期バス路線の維持支援とともに、サブ交通システムとしてのデマンド交通を30分間隔の運行としまして、最大21便に充実するとともに、長岡市三島地区からの「おかえりライナー便」の運行も開始しまして、町の地域公共交通の充実と地域の活性化を図ります。

国道352号の展望坂の拡幅事業が具体的にスタートし、町もこれに対しまして積極的に支援をしてまいります。

町道の改良、舗装事業は、町内の3路線において実施し、生活道路の改善や歩行用路側帯の設置等により安全性の向上に努めてまいります。

長寿命化計画に基づき、町道及び橋りょうの維持修繕を行い、道路環境の適切な管理を図ってまいります。

除雪ドーザや小型除雪車を格納する除雪機械格納庫を整備し、維持管理の向上を図ってまいります。

大門地区の排水路整備や小釜谷川及び山谷川の改修を行い、雨水対策を図ってまいります。

定住人口の増加を目的とした新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援事業により、若者世代の住宅取得等を支援してまいります。

大門町営住宅用地及び米田町営住宅用地を買収するとともに米田町営住宅4棟の外壁改修工事等も行っており、適正な町営住宅管理を図ります。

町に寄附を受けました空き家等も活用しまして、地域の特性を生かした「町家暮らし住宅」を整備し、定住促進を図ってまいります。

防災訓練等を通しまして、自助・共助の防災意識の向上を図り、津波時における避難路等を引き続き整備します。

大規模自然災害等に備えまして、様々なリスクへの対応を取りまとめた「国土強靱化計画」を策定をしながら、災害に強い地域づくりをするための指針とします。

また、長岡市和島地域に建設する長岡市北部斎場の建設費を負担し、住民の生活に不可欠な斎場の整備を推進してまいります。

活気・活力に満ちた産業の町づくりでございますが、出雲崎産の新たなブランド米「出雲崎の輝き」の商標登録を行い、生産を進めます。

「まるごとオーナー制度」は継続実施し、釜谷梅やコシヒカリの収穫体験、美食街めぐりへの参加等により、出雲崎の魅力を伝え、広げていきます。

釜谷梅団地の側溝を整備し、農道の保全、梅収穫イベントの円滑な事業を実施しながら、釜谷梅

栽培組合の今後の営農活動も支援をしております。

八手地区の県営中山間地域総合整備事業では、市野坪工区でのファームpond及び導水路工事、田中、船橋工区での暗渠排水工事、稲川、田中工区での確定測量を実施しております。

地籍調査は、藤巻第2計画区の現地調査及び滝谷第2計画区の調査素図の作成を実施しております。

近年、豪雨等によりまして全国的に農業用ため池が被災をしまして、甚大な被害が発生していることから、町内の防災重点ため池である「渡内の池」、「石畑の池」の2か所につきまして、ハザードマップを作成し、地域住民の安全及び危機管理意識の啓発・周知を図っております。

林道は、間伐が計画されておりますところの船橋田中線の舗装工事を行い、地域林業の振興と適切な森林整備に努めてまいります。

本町の大切な資源である海岸の清掃を、ゴールデンウィーク前及び海水浴シーズンに合わせて実施し、良好な海浜環境の整備を図っております。

地方創生推進交付金事業によりまして、良寛をはじめとする町の歴史や風景、人との交流などを組み合わせましたオリジナルストーリーによる新たな周遊ルートを構築し、それをまた発信し、交流人口の増加を図っております。

出雲崎「美食」めぐりを夏・秋・冬の年3回実施し、出雲崎の「食」の魅力を発信します。

本町に関する過去の映像資料や写真等を「ホッと情報館陽だまり」等に常時放映・展示し、観光客へPRするとともに、町民各世代に本町の歴史に触れる機会を創出しております。

総合戦略事業でありますところの「食の伝承支援事業」や道の駅天領の里への誘客強化事業も実施する観光協会に対し、活動事業費を補助しております。

外国人旅行者等の需要に対応しまして、旅行者の満足度や利便性の向上を図るため、宿泊施設における受入れ環境の整備に係る費用を補助します。

観光拠点施設である天領の里の物産館・レストランの照明をLEDに改修しながら、来場者の利便性の確保及び維持管理費の軽減を図ります。加えて天領の里第2駐車場内の施設案内看板の更新を行います。

地域おこし協力隊員を活用しまして、地域の魅力を掘り起こし、本町の総合的な情報発信を行います。加えまして協力隊が円滑に地域で活動を行えるようアドバイスなどの支援策を実施しております。

ふるさと交流住宅「舛太さん」前の広場を、観光客等の集うイベント機能を有した「ふるさと交流広場」として整備しながら、妻入り町家に配慮した景観整備を図っております。

企業が総合創生を応援する企業版ふるさと納税を新たに活用しながら、総合戦略事業の促進を図っております。

次に、夢・感性あふれる教育と歴史文化香る町づくりでございますが、小中学校に入学する児童

生徒に入学祝金を支給し、保護者の入学準備の負担軽減を図ってまいります。

高等学校に通学する生徒の通学費の一部を補助することによりまして、保護者の負担軽減を図ります。

若者の定住促進を図るために、新規学卒者で地元就職された方々に対しまして、奨学金返還額の助成も行ってまいります。

小学校の通学バス運行事業は、安全・安心な通学を確保するため、引き続き町所有バスと委託バスを併用しながら実施するほか、中学校も冬期間に通学バスを運行します。加えて学校の総合学習や部活動にも有効に活用をしてまいります。

小学校児童玄関及び体育館の外壁改修を実施しまして、施設の長寿命化を図るとともに、児童及び利用者の安全性を確保してまいります。

地方創生推進交付金事業によりまして、良寛記念館の魅力度アップを図り、県内外で良寛書画展等を開催する中で、出雲崎や良寛を発信しながら地域交流を深め、PRを図ります。

良寛記念館で実施していますところの事業に対しまして、協力・支援する会の発足に向け、「良寛記念館魅力度UP検討委員会」を立ち上げまして、検討を進めるとともに、新たな良寛関連の書画作品を購入しまして、良寛記念館で所有、展示することで誘客を図ってまいります。

伝統的な妻入り町家建築である旧津又商店の外壁等を景観に合わせて改修します。

また、町民体育館の照明をLEDに改修しながら、利用者の利便性の確保及び維持管理費の軽減を図ってまいります。

町民と協働で築く町づくりでございますが、婚活事業は県内2つ（新潟市、長岡市）の結婚相談所及び県が委託する婚活マッチングシステムの入会金等の一部を負担するとともに、会員継続及び婚活セミナーに係る費用を一部負担し、利用者の利便性及び継続性の向上に努めてまいります。

令和2年度に30歳になる町内出身者や在住者を対象に「30歳の同級会」を開催し、Uターンや関係人口増加につなげてまいります。

若者の定住、地元での就職の促進を目的にした、ふるさと就職支援商品券助成事業の対象者にUターン者を追加しながら、通勤や日常生活の支援を行ってまいります。

東京23区に在住または通勤していた方が出雲崎町に移住した場合には移住支援金を支給し、移住者の拡大につなげ、地域の活性化を目指します。

地域づくり活動を進める集落や団体に対して交付する、地域づくり推進事業補助金制度の周知を図りながら、地域活動への有効活用を図ってまいります。

町民等が企画・実行する町民主体のイベントの開催費用を補助するに当たりまして、選考委員による事業選考を実施しながら、観光交流人口の増加に向けた取組を支援してまいります。

姉妹都市の柳津町との文化交流を促進するため、日帰りの柳津町探訪ツアー等を実施してまいります。

今後も職員定数の適正化を図り、行政の効率化に努めながら、財政の健全化を図るとともに、各種研修への参加による能力開発に取り組むとともに、町民の立場に立ったぬくもりのある行政サービスを進めてまいります。

なお、令和2年度の主要施策の項目につきましては、国の令和元年度補正予算を受けて、新年度に事業を繰り越すものを含んでおりますが、年度当初からの迅速な事業着手に努めます。

新年度予算の全体総括でございますが、以上、申し上げました考えを基に、安定した財政基盤の確立と健全化に留意しつつ、主要施策を推進するため、次の予算額を今議会に上程をいたします。

一般会計では、33億1,200万円、前年度比0.7%増を計上いたしました。

特別会計では、国民健康保険事業5億440万円、前年度比14.1%減、介護保険事業につきましては6億4,000万円、前年度比3.3%減、後期高齢者医療6,570万円、前年度比7.2%増、簡易水道事業につきましては1億8,290万円、前年度比2.9%の増、特定地域生活排水処理事業1,250万円、前年度比9.6%増、農業集落排水事業につきましては1億2,280万円、前年度比9.5%増、下水道事業につきましては1億9,940万円、前年度比26.3%増、住宅用地造成事業につきましては2,180万円、前年度比37.7%減。

以上、特別会計の合計では、前年度比で3%減の17億4,950万円を計上いたしました。

一般会計と特別会計との合計では、対前年度比0.6%減の50億6,150万円計上しております。

最後、結びでございますが、内外ともに、社会経済情勢は覇権をめぐるせめぎ合い等により、時々刻々と変化しておりまして、新しいステージの幕開けの到来をひしひしと感じておるところでございます。

これまでも厳しい財政状況の中でございますが、勇気と決断をもって柔軟に対応し、行財政改革や町づくりを進めてまいりました。今年は、東京オリンピック・パラリンピックを控えまして、未来への躍動感にあふれた今こそ、実行のときであると思っております。新しいステージの幕開けに、リーダーシップを発揮し、改めて初心に立ち返りながら、自らの心に改革の火をともし行動してまいりますので、議会並びに町民各位の皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げながら、令和2年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（仙海直樹） これにより、議案第17号から議案第25号まで、議案9件の提出者の説明を終わります。

補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第17号について。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） それでは、補足説明をさせていただきます。

令和2年度一般会計でございます。今ほど町長から施政方針が示されました。これに基づきまして編成いたしました予算の内容について説明させていただきます。

予算書とあわせまして、定例会資料といたしまして当初予算案の概要、それと主要事務事業一覧を提出させていただいております。重複した説明は避けさせていただきます。

それでは、予算書をお願いいたします。まず、1ページであります。第1条には歳入歳出予算の総額を定めてございます。令和2年度当初予算の総額は33億1,200万円、前年と比べますと2,400万円の増、0.7%増の予算となっております。

第2条は、地方債を定めてあります。2年度の起債限度額は2億270万円、前年度より2,610万円、11.4%の減となっております。

第3条は、一時借入金でございます。これは6億円で、昨年度同額です。

第4条は、歳入歳出予算の流用となっております。ご覧のとおりとなっております。

それでは、予算書の内容を説明いたします。初めに、歳出予算からお願いいたします。ページを申し上げますので、ご覧いただければと思います。ページで38ページとなります。内容に入ります前に、新年度の予算科目について説明をさせていただきます。これまで臨時職員の賃金につきましては、7節賃金の科目に計上してありました。会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、パートタイム会計年度任用職員の給料に相当する額につきましては1節報酬に計上することとなりました。それによりまして、7節の賃金の科目が廃止されました。現行の7節以降の節の番号が1号ずつ繰り上がった予算内容となっておりますので、ご承知おきをください。

では、1款の議会費です。議会費につきましては、説明を省略させていただきます。

39ページ、2款総務費であります。1目一般管理費です。1節報酬の中に会計年度任用職員報酬がございます。パートタイムの会計年度任用職員に係る報酬で、3人分を計上しております。

続きまして、40ページお願いいたします。3節は職員手当になります。会計年度任用職員に支給することとなる期末手当は、この職員手当に計上しております。

続きまして、8節旅費です。こちらのほうに会計年度任用職員費用弁償がございます。これは、会計年度任用職員の通勤費に相当する額を費用弁償という形で支給するものでございます。

以上、1節、3節、それと8節は、会計年度任用職員に係る科目として各款にわたりまして同様に計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

41ページをお願いいたします。12節になります。当直業務委託料を計上してございます。役場庁舎の宿日直職員各2人ずつ配置しているものに係る経費でございます。

続きまして、42ページになります。2目文書広報費です。12節行政区長事務委託料、新年度から行政区への事務委託とするものでございます。65の行政区への委託料で、年額が1集落当たり5万円の基本額に、世帯割額として1世帯2,400円を乗じた額を加算して、年2回に分けて交付をいたします。資料がつけてございますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、43ページです。3目財政管理費です。この中に組み替えたものがございますので、ご説明いたします。11節財務会計システム電話回線使用料、13節財務会計システム機器賃借料、そ

れと同じ節で財務会計システムデータクラウド、これにつきましては8目の情報管理費から組み替えたものでございます。財務会計のものについては、こちらのほうに組み替えたということでございます。金額につきましては、前年度と変更はございません。

次に、44ページをお願いいたします。11節の役務費の中に、下のほうでございますが、インターネット通信料というものが新規で上がっております。これは、ふるさと交流住宅の新津邸及び舩太さんの光回線の通信料を新たに計上いたしました。

12節です。町有地用地測量業務委託料、こちらも新規の計上でございます。売却を視野に入れまして、石井町若者住宅の隣接地を測量するものです。資料がございますので、参照いただきたいと思います。

45ページをお願いいたします。14節に庁舎内電話機交換工事を計上しております。庁舎内で使用している電話機でございます。現在のものは、平成21年度に購入したもので、不具合が多く発生しております。新年度に入れ替えさせていただきたいと思っております。44台分であります。リースと比較したところですが、一括購入したほうが経済的でございますので、交換工事という形で、一括全機取り替えさせていただきます。

7目企画費です。1節の会計年度任用職員2人分計上してございます。こちらは、地域おこし協力隊員の2人分を予算計上したものであります。

同じページになります。7節報償費のふるさと納税寄附促進謝礼、それと続きまして次の46ページの8節ふるさと納税応援隊旅費及びその下の10節ふるさと納税パンフレット印刷製本費、こちらについてなんですけども、新年度から新たに企業版ふるさと納税を取り組むこととしております。その企業版ふるさと納税の寄附促進をする取組を行いたいというものであります。町長をトップに、町内の企業、町民等の皆さんにも呼びかけて応援隊を組織した中で、セールスを行っていきたい。そのセールスに要する旅費等の経費につきましては、一部を負担した中でやっていこうというものでございます。こちらも資料がございますので、ご覧いただければと思います。

同じく46ページになります。10節です。バスの回数券購入費が計上してございます。あわせまして、11節にはバス回数券販売手数料が計上してございます。バスの回数券を町が購入して、その販売を陽だまりに委託しているもので、購入時は5%の割引がございまして、販売に対する手数料は10%をお支払いしています。新年度は600冊の予算を計上しております。

続きまして、12節です。下のほうになりますが、「30歳の同級会」企画支援業務委託料、地域おこし協力隊活動サポート業務委託料、1つ飛びまして、まち・生活・交通先進連携事業（トリトンプロジェクト）委託料、こちらにつきましては資料をつけてございますので、そちらに記載のとおりの内容となっております。

47ページをお願いいたします。18節です。中ほどに町地方バス路線運行費補助金がございます。大寺線、小竹線、柏崎線の3路線に対する町の単独の補助でございます。これまで柏崎線は県の補

助対象路線となっていたところがございますが、乗客数の減少によりまして補助対象から外れまして、新年度からは全て単独事業での対応ということになります。それと、町デマンド交通運行費補助金、これは運行回数を1日21便に増便して実施いたします。また、おかえりライナー便という便を新たに運行いたします。こちら資料がございます。

それと同じ節ですが、移住支援事業支援金、町長の先ほど施政方針がございました東京23区在住者等が本町に移住したときに交付する支援金ということで、こちらも資料がございます。

続きまして、8目の情報管理費でございます。こちら電算関係、情報セキュリティー関係の経費が計上してございます。

49ページお願いいたします。9目の空家等対策費です。14節工事請負費にふるさと交流広場整備工事、旧津又商店外観修景工事が計上してございます。いずれも資料を添付してございますが、先ほど町長の施政方針にあったとおりのもので、いずれも街並の景観に配慮した形で整備をするという内容になってございます。

18節の空家等再生活用支援事業補助金につきましても、資料が添付してございます。空き家を活用する店舗等の改修費に対する助成となっております。

次に、52ページをお願いいたします。これは徴税費のところですが、2目賦課徴収費、12節委託料のところに固定資産税評価替作業電算委託料というものが新たに計上されております。これは、評価替えを伴う評価替え作業を行うということで、本年度新規で上がっている事業でございます。

それと、53ページお願いいたします。1目の戸籍住民基本台帳費です。昨年度と比較して金額が伸びております。マイナンバーの交付事務関係経費により増額したものであります。また、会計年度任用職員を1人増員して、2人分を計上しております。

続きまして、55ページをお願いいたします。4項の選挙費です。新年度におきましては、現段階で予定されている選挙はございませんので、通常の間費を計上しております。

57ページになります。2目指定統計調査費になります。新年度に国勢調査が実施されます。それに関する間費を計上しております。

続きまして、59ページをお願いいたします。ここからは民生費になります。初めに、59ページの18節負担金補助及び交付金でございます。こちらに町社会福祉協議会補助金があります。人件費、町社会福祉協議会の活動費の補助となっております。人件費の一部が委託事業に行ったというふうなことで、当初予算ベースでは減額となっております。

2目障害者福祉費です。12節です。障害者相談支援事業委託料、こちらは障害者の一般相談業務を委託するもので、昨年同額となっております。

次、60ページをお願いいたします。19節扶助費です。県重度心身障害者医療費助成、大きな金額になってございますが、昨年度とほぼ同額です。それと一番下のほうに障害福祉サービス費が計上されております。これも金額的には昨年度とほぼ同額でございます。こちらも資料に説明が付され

ております。

続きまして、62ページをお願いいたします。6目の保健福祉総合センター管理費です。12節の指定管理料です。指定管理料の金額は、昨年よりもわずかに増額しておりますが、光熱水費の増によるというものでございます。

14節工事請負費、説明欄に記載しております3件の工事を実施することとしております。

次、63ページをお願いいたします。8目保健福祉事業費であります。12節の委託料です。地域コミュニティセンター事業委託料、こちらは町社会福祉協議会に委託しているもので、生きがいデイサービス、地区で開設しておりますサロン等に係る業務の委託料です。経費は、昨年とほぼ同額となっております。

それと、緊急通報体制等整備事業委託料、高齢者世帯等に対する緊急通報装置の設置に係る経費で、100件分を計上しております。

高齢者パワーアップ事業委託料、これはこれまで町の直営で実施していたものですが、新年度からは社会福祉協議会に委託して実施するというものでございます。内容はほぼ同じです。資料に説明が付されておりますので、資料をご覧いただきたいと思っております。

19節扶助費になります。紙おむつの支給、それと寝たきり老人等介護手当、これは前年度とほぼ同額となっております。紙おむつ支給につきましては80人分、介護手当につきましては55人分を計上しているものであります。

次、64ページをお願いいたします。同じ扶助費の続きになりますが、町高齢者福祉タクシー・バス利用料助成でございます。実績に基づきまして、前年度とほぼ同額を計上しております。

その一番下のほうに廃目になった老人措置費がございます。これは、これまで寺泊老人ホームに入所していた方の措置費ですが、老人ホームの入所者がいなくなったため、新年度は廃目ということになります。

続きまして、65ページをお願いいたします。2項の児童福祉費になります。2目児童措置費です。12節の委託料には、小木之城保育園保育実施委託料が計上してございます。見込みました園児数は、資料のとおりです。0から2歳児に係ります保育の無償化に係る経費もこの中に含まれてございます。資料のとおりであります。

また、18節負担金補助及び交付金でございます。こちらには、保育園、こども園に対する補助金が計上してございます。この中の町保育士等確保対策事業費補助金は、新規事業となります。0から2歳児の保育無償化に伴い、保育士を増員する必要が生じた場合に、係る経費の一部を補助するというもので、資料が添付してございますので参考にしていただければと思います。

19節の扶助費、児童手当関係は法律に基づき算定した経費を計上したものです。

1枚おめくり、66ページをお願いいたします。出雲崎こども園関係の経費が計上してございます。出雲崎保育園は、4月から認定こども園に移行されます。こども園の保育利用料につきましては、

保護者から直接こども園に納付されるというふうなことになります。施設型の給付費は、国が定めました公定価格で算定した経費を計上してございます。

その下の利用料の給付費は、保育料の町軽減分、それとゼロから2歳分の保育料無償化分、それを町から保育園に給付する経費の計上となっております。見込みとした保育園、園児数あるいは財源内訳につきましては、予算の説明資料に添付してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

同じページで、4目の放課後児童健全育成事業費となります。児童クラブの運営に係る経費をこの目に計上してございます。1節の会計年度任用職員報酬は、支援員さん3人の報酬ということになります。

次は67ページです。5目多世代交流館事業費ということで、きらりの運営費を計上してある目でございます。この1節報酬には、看護師、保育士、それとパートタイムの保健師等5人の専門職員の報酬の経費を計上してございます。あわせて、この目には開館3周年を迎えることから、そのイベントの開催に関する経費も盛り込まれております。

では続きまして、69ページをお願いいたします。ここから4款の衛生費になります。説明は、70ページを説明させていただきます。19節扶助費です。子どもの医療費助成を計上してあります。新年度からはゼロ歳児から高校生までの医療費を完全無料化するというものの経費を計上いたしました。詳しくは資料をつけてございますので、資料をご覧いただきたいと思います。

71ページ、2目は予防費です。12節の委託料の中に定期予防接種委託料が計上してございます。これは、前年度より減額しております。

3目保健師設置費です。保健師を4人配置する経費を計上してございます。前年度と比較で伸びておりますのは、今年度が育児休暇の職員がおりましたので、その職員が復職する関係で予算額は伸びております。

続きまして、73ページをお願いいたします。5目母子衛生費であります。新規事業といたしましては、19節扶助費の中に産前産後ヘルパー派遣事業助成がございまして、先ほど町長の施政方針にございましたし、資料もつけてございます。新たにこの事業を創設したというものであります。

次、74ページをお願いいたします。6目の環境衛生費となります。12節の委託料に資源ごみ分別回収分の委託料がございまして、それと、長岡市に委託しているごみ処理委託料が計上してございます。同じく斎場事務委託料も長岡市に委託して実施しているというものであります。いずれも金額的には前年度とほぼ同額です。

その12節の中の一番下でございますが、有害鳥獣安全対策緊急措置委託料が新規に計上させていただきました。これは、住宅街でイノシシ等が出没した場合、緊急時に町猟友会等に委託をしまして、追い払い等住民の安全を図る緊急的措置を行うというものの委託料を計上したものでございます。

次は18節です。一番下に長岡市北部斎場整備事業負担金、新規で計上です。新しい斎場を整備するというふうなことです。資料がつけてございますので、参考にさせていただければと思います。

次、75ページです。2項の清掃費です。1目は、塵芥処理費を計上してあります。12節には廃棄物処理事務委託料、これも長岡市に委託をしているものです。維持管理分と建設分がございしますが、建設分が減額したことによりまして、計上額が減額となっております。

2目は、76ページの2目がし尿処理費を計上してございます。こちらも長岡市に委託になっております。予算計上額は、前年度より減となっております。

同じく次に5款労働費になります。ページでいきますと77ページになりますが、18節負担金補助及び交付金です。この中にふるさと就職支援商品券利用助成金計上してございます。72人分を新年度は見込んでおります。資料のとおりであります。

続きまして、6款農林水産業費になります。ページは、79ページをご覧いただきたいと思います。3目農業振興費になります。この農業振興費の中には、特別栽培米出雲崎の輝き、これを売り込んでいく経費を計上しております。7節には米袋のデザイン作成に係る謝礼、それと12節には出雲崎の輝きの商標登録業務委託料を計上しております。こちらにつきましては資料がございまして、参照していただければと思います。

次に、80ページになります。14節工事請負費です。説明欄に記載してあります工事2件を実施いたします。この中の夕映えの丘につきましては、構造物等を撤去した後に借地を返還することとしております。いずれの工事も資料がございまして、参照していただければ資料のとおりとなっております。

次、18節の負担金補助及び交付金でございまして、主なものを申し上げます。出雲崎まるごとオーナー実行委員会負担金、こちらわずかに減額、それと町水田活用推進事業補助金、これは同額となっております。

81ページに行きまして、経営所得安全対策推進事業補助金、これも同額計上です。それと、中山間地域等直接支払交付金、これは町内14地区での取組で、わずかに増額ということになっております。新規といたしましては、青空市直売所機能強化支援事業補助金、これは新規事業として計上させていただきます。

次に、82ページをお願いいたします。農地費の目になります。12節の委託料をお願いいたします。新規で農業用ため池ハザードマップ作成業務委託料を計上しております。これは、渡内の池、それと石畑の池、この2か所のため池につきましてハザードマップを作成するというもので、資料のとおりとなっております。

18節、県営中産間地域総合整備事業負担金、八手地区圃場整備のもので、15%の負担となりまして、こちら資料のとおりとなっております。

83ページ、5目改善センター管理費をお願いいたします。14節工事請負費であります。西越セン

ター多目的ホール照明改修工事です。多目的ホールにあります水銀灯12個、これを全てLEDに交換するというものであります。

それと、84ページには6目で地籍調査費が計上してあります。地籍調査については、引き続き行うというもので、第5計画区となる藤巻第2地区を行う予定になっております。こちらも資料がございます。

それと、少し飛び、86ページをお願いいたします。14節の工事請負費であります。新年度は、船橋田中線舗装工事を実施することとしております。県の補助率は45%であります。資料がございます。資料のとおりであります。

次は、水産業費になります。88ページをお願いいたします。一番上は、12節の続きになっておりますが、海浜クリーン作戦委託料、新年度も年4回実施するように予算を計上してあります。予算額は同額です。

同じく88ページから7款の商工費になります。89ページをお願いいたします。2目に商工業振興費があります。18節負担金補助及び交付金となります。ここには町商工会運営事業費補助金が計上しております。また、その下の町商工業振興促進事業補助金、これにつきましては主に雲崎町の特産をPRする活動に要する経費、それに対する補助金ということで、いずれの補助金も同額計上であります。

3目の観光費です。1節の報酬であります。これは海水浴場の管理人さんを任用するというので、会計年度任用職員報酬8人の計上となっております。

91ページをお願いいたします。12節委託料です。下のほうに観光ルート構築発信事業委託料、これは新たに観光ルートを構築して情報発信を行っていききたいというものであります。その下のアーカイブ資料編集・作成業務委託料、こちらは本町の映像資料、写真等を編集して公営展示したいというもので、いずれも新規事業でございます。資料がございます。資料のとおりとなっております。

18節です。負担金補助及び交付金になります。町の船まつり協賛会負担金、これは前年度の決算ベースで当初予算を計上させていただいております。

続きまして、92ページをお願いいたします。18節の続きとなります。下のほうに町観光協会活動事業補助金がございます。新年度は、天領の里とさらなる連携を取りまして誘客強化を進めていきたいというふうなことで、補助金額も増額してございます。こちらも資料のとおりであります。

それと一番下には宿泊施設環境整備促進事業費補助金がございます。新規事業であります。外国人の旅行者に対応した宿泊施設の整備に対する補助金で、補助率2分の1を想定しております。こちらも資料のとおりとなっております。

93ページをお願いいたします。5目は天領の里管理費です。7節報償費であります。石油記念公園美観活動謝礼、新規に上げさせていただきました。これは、地元のボランティアの団体が石油記念公園にきれいなバラ園を整備していただいて、今もいつも美観に努めていただいております。そ

の活動の一部ですが、継続して行っていただきたいということで、公園全体の美観活動に対する活動に対する謝礼の一部をお支払いするというので、新たに計上をしたものであります。

14節工事請負費です。3件計上しております。1件目は、物産館、レストランの照明のLEDの交換であります。それと、一番下の施設案内看板更新、これは天領の里の前にある大きな施設看板でございますが、これが老朽化しておりますので更新をしたいというもので、この2件の工事については資料がつけてございます。資料のとおりとなっております。

次に、94ページをお願いいたします。94ページからは土木費ということであります。そして、説明は97ページをご覧ください。97ページ、12節委託料です。除雪委託料が若干増額となっておりますが、これは直営の除雪作業員、それをこれまで賃金で見えていましたが、委託料に組み替えて計上したための増額ということでもあります。

14節工事請負費です。申し訳ございません。ここで先ほどお話の一部ちょっと説明欄に記載誤りがありますので、削除していただければと思いますが、除雪機械格納庫、これは米田の旧出雲崎小学校のグラウンドに建設するもので、除雪ドーザ、それと小型の除雪機各1台を格納するものであります。資料のとおりであります。

それと、町道維持修繕工事、これは町道船橋田中線の田中地内、同じく町道沖田線の柿木地内、その舗装工事を行うというものであります。資料のとおりであります。

次に、98ページをお願いいたします。3目の道路新設改良費の続きとなります。12節委託料です。道路測量設計監理業務委託料というふうなことで、記載のあります6路線について実施したいというものであります。

14節の工事請負費につきましても、記載の3路線について予定をしております。こちら図面をつけてございますので、参考にいただければと思います。

それと、4目橋りょう維持費であります。12節橋りょう定期点検業務委託料です。橋りょうの定期点検で、20橋の橋りょうの点検を予定しております。

99ページになります。14節の工事請負費です。橋りょう維持修繕工事といたしまして藤巻地内の屋敷入橋の修繕工事を予算計上いたしました。資料がございます。資料のとおりであります。

それと、5目の排水路であります。こちらは、大門地内の排水路、2か年事業の1年目ということで予算計上をさせていただいております。こちら資料がございます。

次の3項の河川費です。河川総務費の河川改修工事、新年度の河川改修工事につきましては、小釜谷川、それと山谷川を予定しております。こちら資料がございます。資料のとおりとなっております。

次、101ページをお願いいたします。5項住宅費になります。12節の委託料です。町営住宅用地測量業務委託料、これは米田住宅、それと石井町住宅、そちらの用地測量を行う経費であります。資料がございます。

14節の工事請負費、米田町営住宅4棟の外壁改修工事を行うものであります。こちらも資料がございます。

それと同じ節になりますが、町家暮らし住宅改修工事、尼瀬地内の空き家を改修しての町営住宅としてのものであります。現在の町家暮らし町営住宅の隣接している1棟を改修して町営住宅としたいというもので、資料が添付してございます。

それと、16節公有財産購入費であります。これまで長い間大門の町営住宅用地、米田町営住宅用地につきましては、長い間民間の方からお借りしていたところでございますが、このたび協議が調いまして、借地を解消したい、土地を買収するというものでございます。こちらも資料がございます。

それと、102ページをお願いいたします。2目街なみ環境整備費になります。18節負担金補助及び交付金の中には、街なみ環境助成金、これが2件分、がんばる街なみ支援助成金、これは1件分の計上です。

3目住宅環境整備費でございます。7節の報償費で新生活支援金、これは2件分を計上しております。

18節につきましては、町新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金、それとその補助金でございますが、これは近居、同居等の補助金で、通常分と併用分がございますが、合わせて10件分を予算計上いたしました。その下の住宅無敵化補強事業、これは1件分の予算計上となっております。

次、103ページ、9款の消防費をお願いいたします。1目は常備消防費であります。消防業務につきましては、柏崎市に委託して行っております。委託料は記載のとおりで、前年度とほぼ同額というところであります。

2目は非常備消防費ということで、町の消防団に対します報酬等の経費を計上してございます。これもほぼ同額の計上となっております。

次、104ページをお願いいたします。3目消防施設費になります。一番下のほうに27節繰出金がございます。これは、消火栓の修繕等に係る経費につきましては簡水特会に繰り出して執行しております。新年度は、別ヶ谷と川西、2か所の修理、取替えを予定しております。

続きまして、106ページをお願いいたします。12節の委託料となります。一番下に町国土強靱化地域計画策定業務委託料ということで新規事業として上げさせていただきました。これは、大規模災害に備えたリスク対応を取りまとめた計画を作成するというものであります。今後国の公共事業を行うに当たっては、同計画での位置づけが必須となるというふうなこともあり、新年度に同計画を作成する業務の支援を委託するというものであります。

14節工事請負費です。津波避難対策整備工事、これは毎年継続して実施しているもので、井鼻地内を予定しております。その下の防災行政無線バッテリー交換工事、これも年次計画で行っており

ます。町内全部82個ございまして、既に終わったものが34個、新年度は18個の交換を予定しております。

107ページからが10款教育費になります。

109ページをお願いいたします。3目教育振興費です。1節に会計年度任用職員1人分、これは管理指導主事となります。

それと、7節報償費、入学祝金を計上しております。小学生は、お一人3万円、これは29人分、中学生は5万円、これは25人分の計上となります。

続きまして、110ページをお願いいたします。18節の負担金補助及び交付金の続きとなります。一番下のほうになりますが、高校生通学費助成金、それと奨学金返還支援事業助成金がございます。こちら資料がつけてございますので、よろしくをお願いいたします。

それと、111ページに通学バス運行业務費ということで、これは目が今度こちらのほうに来たというものでございます。前年度は2項の小学校費に計上してございましたが、今度中学生も乗車するというふうなことから、1項の教育総務費に組み替えて予算計上しております。それで、前年度予算額がゼロ円ということになっているものであります。小学生に加えまして、12月から3月は中学生も運行すると。運行内容につきましては、資料のとおりとなっております。

その下の教職員住宅費が廃目となっております。教職員住宅につきましては、入居する教職員の利用が見込めなくなったというふうなことから、教職員住宅としての管理を取りやめまして、以後普通財産という形で管理していくと。これに係る経費は、総務費のほうに計上しております。したがって、同目は廃目ということにさせていただいております。

それと、同じページでございます。小学校費になります。学校管理費です。1目報酬です。会計年度任用職員10人ということで計上してございます。ここで計上しております会計年度任用職員は、介助員が4人、教員補助員が3人、学校管理員が1人、学校支援員が2人、都合10人ということで計上をしております。

次に、114ページをお願いいたします。14節工事請負費です。小学校の外壁の改修をさせていただきたいと思っております。小学校の児童玄関、それと体育館の外壁改修で、資料のとおりとなっております。

16節の校舎棟の壁時計であります。職員玄関の横、校舎棟の壁面に設置したいというもので、新たに計上をいたしました。

次、115ページ、3目学校給食費です。1節の会計年度任用職員、これは調理員さんの経費を計上しております。

次の116ページをお願いいたします。10節の需用費であります。一番下に給食地場産食材料費ということで計上してございます。地元の食材というふうなことで、本町ではお米、それと牛乳、あと新たにサザエ等を利用して給食に提供するというふうな経費で、例年のとおり計上をしております。

す。

117ページが今度中学校に係る経費ということになります。同じく1節の会計年度任用職員、こちらのほうは介助員が2人、教員補助員が3人、学校管理員が1人、学校支援員が1人、都合7人に係る報酬であります。

次、119ページをお願いいたします。14節工事請負費です。パソコン教室LED照明増設工事が入っております。17台の照明をLEDに交換するというものと、新たに10台のLED照明を増設するという内容の工事になっております。

2目の教育振興費、こちらにも会計年度任用職員がございしますが、こちらは心の教室相談員の報酬ということになってございます。

次に、120ページをお願いいたします。3目学校給食費です。1節の会計年度任用職員は、これは調理員さん3人の経費でございます。

次の121ページ、10節需用費、これは小学校と同様に中学校にも給食の地場産食材料費を計上しております。

それと、123ページです。社会教育費になります。1目の10節需用費、印刷製本費が増額されておりますが、この中には日本遺産、認定寄港地で45市町のガイドブックを新たに印刷するという経費が含まれたため増額をしたものであります。

次、124ページをお願いいたします。公民館費となります。こちらの1節の会計年度任用職員は、事務補助が1人と、あと施設管理人及び清掃人で8人、9人を計上しました。

次の125ページにわたりますが、10節需用費、施設修繕料でございますが、こちらは講堂の空調圧縮機のヘッド交換あるいは空調機器のポンプ類のオーバーホール等の修繕が必要となりましたので、昨年度よりも増額した予算計上となっております。

次は127ページです。3目の図書館費の中の13節使用料及び賃借料になります。図書貸出システム借上料です。これは、かなり増額しておりますが、ウインドウズセブンのサポート終了に伴いシステム借上料が増額したというものであります。

次、128ページをお願いいたします。6目良寛記念館管理費です。1節には館長ほか受付案内人3人、都合4人の経費を計上となります。

129ページ、7節報償費、以下良寛記念館の魅力度をアップするという取組の経費が含まれております。施政方針にもありましてとおり、検討会を立ち上げて、総合的に検討していくというもので、地方創生関係事業として取り組んでいくものであります。地方創生関係事業いずれも資料がございしますので、そのとおり、ご覧いただければと思います。

それと、131ページです。17節の備品購入費です。記念館に展示する書画、これを購入するという経費を計上しております。この資料のとおりとなっております。

132ページ、体育施設費になります。1目の報酬は、会計年度任用職員につきましては施設管理人

10人、順番にその施設を管理していくという方、人数は多くなっておりませんが、10人分を計上となっております。

それと、133ページの工事請負費であります。記載の3件の工事を予定しております。いずれも町民体育館で、アリーナの床修繕、それと照明器具、トレーニングルームということで計画をしております。財源は電源の財源を充てることとしております。

それと、134ページ、こちら歳出最後になります。公債費であります。新年度は、元金の償還が2,600万円程度増えております。これは消防分遣所、それと多目的広場あるいはきらりの償還が開始されるというふうなことで、公債費の元金償還分が増額したという内容になっております。

歳出予算につきましては、以上でございます。長くなって恐縮です。

続きまして、歳入予算につきましてご説明いたします。ページになりますと12ページに戻っていただけますでしょうか。12ページが歳入予算です。1款が町税です。町民税につきましては、個人町民税につきましては前年度よりも増額する、法人については減額する見込みというふうなことで予算計上しております。

2項の固定資産税につきましては、エコパークいずもざき関係の償却資産、それを見込みまして前年度よりも増額して計上をいたしました。

それと、14ページお願いいたします。2款の地方譲与税以降、譲与税あるいは交付金関係につきましては、地方財政計画の伸び率等を参考に見積もっておりますので、ご承知おきください。

18ページお願いいたします。11款が地方交付税でございます。本町の歳入の大勢を占めるものでございます。地方交付税につきましては、例年当初予算では見積額から一定の留保額を見込んで計上しております。新年度につきましては、新たに地域社会再生事業費、そちらの項目が追加創設されました。あわせて、会計年度任用職員制度に伴う、地方で増える財政措置については交付税を見るというふうな地財計画になっておりますので、それらを見込みまして若干の増額というふうなことで当初予算を組ませていただいております。

続きまして、19ページをお願いいたします。13款電源立地地域対策交付金であります。2節の電源立地地域対策交付金につきましては、小学校の外壁工事、天領の里LED、体育館のアリーナ等の工事に充当をしております。

3節の大規模発電用施設立地地域振興事業補助金につきましては、ごみ収集運搬委託料、通学バス運行、小中学校の運営費として教職員、教員補助員などの人件費あるいは光熱水費、そういった事業に充当しているところでございます。

それと、同じく19ページの14款の分担金及び負担金、県営中山間地域総合整備事業分担金の負担割合は5%ということになっております。

20ページ、2項の負担金であります。民生費負担金が廃目となっております。これは、これまで保育利用料を徴収しておりましたが、新年度から保育利用料を無償化するというふうなことで、歳

入が見込めないため、民生費負担金を廃目としたというものでございます。

22ページをお願いいたします。22ページ、16款の国庫支出金から、24ページ、17款の県支出金までにつきましては、補助対象事業費に応じて定められた補助率あるいは負担率を乗じて算した額を見積もっているところでございます。

それと、27ページをお願いいたします。27ページの8目に環境整備事業交付金がございます。こちらは、エコパークいずもぎ第3期処分場の周辺整備事業交付金というものであります。平成27年度から令和12年度まで総額15億5,000万円の交付を受ける予定になっております。令和元年度までには、既に7億円の交付を受けております。新年度につきましては、1億円の交付金を見込んで予算を計上いたしました。

それと、30ページをお願いいたします。19款の寄附金です。ふるさと納税寄附金につきましては、実績を踏まえての計上ということになっております。大口寄附者の方が亡くなられた事情等も考慮しての予算計上ということであります。

2節の企業版ふるさと納税寄附金につきましては、新たに計上したものであります。

20款の繰入金です。財政調整基金の繰入れは、当初予算では2億4,000万円を見込みました。2億4,000万円そのまま繰り入れた場合においても、令和2年度末の年度末の残高は15億超を確保することができます。例年、これは補正予算において繰入れの回避あるいは現繰入額の減額をしているというふうなのが通例となっております。

35ページをお願いします。23款が町債であります。これは、説明欄に記載してある事業に、それぞれ掲載した金額を借り入れるというものであります。

歳入歳出予算につきましては以上であります。

その他、予算の説明資料といたしまして136ページ以降には給与費明細書がつけてございます。この給与費明細書につきましては、137ページであります。新たに会計年度任用職員に係る給与費の表も加えてつけさせていただいております。

あと、145ページには債務負担行為の調書、146ページには地方債の年度末残高等を載せてございますので、参考にしていただければと思います。

一般会計に係ります当初予算の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（仙海直樹） この際、しばらく休憩をいたします。

（午後 2時44分）

○議長（仙海直樹） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時55分）

○議長（仙海直樹） 次に、議案第18号から議案第20号について補足説明がありましたら、これを許

します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

初めに、国保特会予算につきましてお願いをいたします。まず、歳出予算について主なものを申し上げます。予算書の14ページをお願いいたします。1款総務費には、職員1人分の人件費、それから国税の賦課徴収に係る経費等を計上しております。なお、人件費については今まで2人分計上しておりましたので、1目一般管理費については約800万円減額となっております。

次に、16ページをお願いいたします。2款保険給付費には、療養諸費や高額療養費等、保険から給付される経費を計上しております。一般被保険者療養給付費は、被保険者数が減少するとともに、ここ数年の実績を基に算定した結果、給付費が減少するものとして予算を計上しており、約5,600万円の減額となっています。また、退職被保険者等療養給付費は、対象者がいなくなることから、大幅に減額しております。

次に、19ページをお願いいたします。3款の保険事業費納付金には県に支払うための納付金として医療給付費分、それから後期高齢者支援金等分、介護納付金分の予算を計上しております。

次に、21ページをお願いいたします。4款保健事業費には特定健診、特定保健指導に要する経費、また疾病予防としてCKD対策事業経費、人間ドック検診委託料等を計上しております。人間ドックにつきましては、30歳から74歳の方を対象に1人2万円の助成をいたします。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。7ページをお願いいたします。1款の国民健康保険税は前年度と同じ税率で予算計上をしております。算定方法等につきましては、議会資料の79ページのとおりとなっております。

次に、10ページをお願いいたします。6款の県支出金は、医療給付費に必要な費用が全額普通交付金として交付されますし、保険者努力支援制度や特定検診に対する特別交付金が交付されます。

11ページをお願いいたします。8款の繰入金には、一般会計からの繰入金を計上しております。1節から4節までは法定内繰入金となります。低所得者に対する保険税の軽減分、年齢や所得構成等の基準により繰り入れるものです。

なお、財政調整基金の繰入金については今年度は予算計上しておりません。

なお、国保特別会計の収支状況につきましては、議会資料の77ページ以降にございますので、参考にしていただきますよう、お願いいたします。

国保特会予算につきましては以上でございます。

次に、介護の特会予算につきまして説明をさせていただきます。初めに、歳出予算について主なものを申し上げます。46ページをお願いいたします。1款総務費には、職員2人分の人件費、保険料の賦課徴収費、介護認定審査会に要する経費を計上しております。

49ページをお願いいたします。2款保険給付費には、介護サービス費等として介護保険から給付

される経費を計上しております。令和2年度の介護サービス給付費は、居宅介護サービス給付費は減額、施設サービス給付費はほぼ同額、地域密着型介護サービス給付費は増額を見込んでおります。また、介護予防サービス給付費は若干の増額となっております。

52ページをお願いいたします。4款の地域支援事業費では、介護保険の総合事業に係る経費を計上しております。1項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1、2の方や、基準該当の方に係る訪問型・通所型サービス給付費です。

2項包括的支援事業・任意事業費には、包括支援センターの委託等に要する経費を計上しております。また、53ページの4目生活支援体制整備事業費には町社会福祉協議会に事業を委託するための経費を計上しております。

54ページをお願いいたします。3項の一般介護予防事業費には、八手の茶の間と新津邸の茶の間の事業を町社会福祉協議会に委託する経費を計上しております。

次に、歳入予算について申し上げます。39ページをお願いいたします。介護保険の保険料率は3年ごとに見直すこととされており、令和2年度は前年度と同率となっております。

なお、第1号被保険者数は前年度より38人の増となっております。

40ページをお願いいたします。3款国庫支出金の介護給付費負担金は、介護給付費に係る国の負担分で、給付費に対しまして居宅分は20%、施設分は15%の負担率となっております。

41ページの4款支払基金交付金のうち、介護給付費交付金の負担割合は給付費の27%となっております。

42ページをお願いいたします。5款県支出金のうち、介護給付費県負担金は給付費に対しまして居宅分は12.5%、施設分は17.5%の負担率となっております。

43ページの7款繰入金のうち、1項の一般会計からの介護給付費繰入金は給付費の12.5%の負担割合となっております。

また、44ページ、2項の基金繰入金は300万円を計上しており、令和2年度末の基金残高は9,466万5,000円となる見込みです。

介護特会予算につきましては以上でございます。

次に、後期高齢者医療特会予算につきまして説明をさせていただきます。歳出予算から申し上げます。予算書の74ページをお願いいたします。3款の後期高齢者医療広域連合納付金は6,327万円で、保険料納付分と保険基盤安定化に係る県、町の負担分の合計額を計上しており、保険給付費の増加によりまして前年度より約420万円増額となっております。

次に、歳入予算の70ページをお願いいたします。後期高齢者医療保険料は4,570万2,000円を計上しており、前年度より約300万円増額となっております。後期高齢者医療保険料は2年ごとに見直すこととされており、令和2年度から保険料率の引上げを行い、均等割額は3,500円引き上げまして、4万400円、所得割率は0.44%引上げの7.84%となっております。

71ページをお願いいたします。3款一般会計からの繰入金は、保険基盤安定化及び事務費に係る繰入金となっております。

補足は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（仙海直樹） それでは次に、議案第21号から25号についてお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） それでは、まず議案第21号につきまして補足説明をさせていただきます。

簡易水道事業では、松本浄水場から神条配水池への送水管更新、神条配水池から松本集落側への連絡管を整備いたします。また、公営企業会計移行に向けた取組を実施いたします。主な内容でございます。歳出の89ページをお願いいたします。1款1項総務管理費では、主に料金の徴収に係る費用を計上しております。

12節委託料では、公営企業会計移行に係る費用を計上しております。固定資産の調査、整理、組織内での調整準備を実施いたします。簡水会計と汚水処理の3会計、件数割合でそれぞれ計上してございます。令和2年度では、4会計合わせまして3,010万円でございます。

次に、90ページから91ページでございます。2款1項下水道管理費は、施設の維持管理に係る経費でございます。

その中で91ページ、12節委託料の下から2番目でございますが、水道施設台帳作成業務委託料を計上いたしました。これは、水道法の改正によりまして、令和4年度までに整備することが必要となりましたポンプ、ろ過器等の台帳整備を行う委託料でございます。

92ページに移りまして、3款1項1目配管布設整備費の14節、説明欄の管路工事につきましては、松本浄水場から神条配水池への送水管更新、神条配水池から松本集落側への連絡管の整備を行います。定例会の資料36ページに事業概要を載せてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

管路改良付帯工事費につきましては、常楽寺配水池へ通じる道路のコンクリートの舗装とりのり面緑化の費用を計上してございます。

80ページまで戻っていただきまして、第2表債務負担行為でございます。令和2年度から5年度にかけて簡水につきましては限度額4,200万円でございます。汚水処理の3会計につきましても同様に令和5年度までの債務負担行為を載せてございますのでお願いいたします。

歳入につきましては、水道使用料のほか、国庫補助金、起債などをそれぞれ計上しております。簡水会計は以上でございます。

続きまして、議案第22号、特生排会計について補足説明をさせていただきます。令和2年度は、浄化槽の維持管理や起債の償還に係る費用を計上しております。

歳出、113ページをお願いいたします。同じく1款1項1目一般管理費の委託料に企業会計移行に係る委託料を計上しております。それ以外は、例年とほぼ同様の予算構成となっております。

106ページをお願いいたします。企業会計に係る令和5年度までの債務負担行為を載せていただきますので、よろしくをお願いいたします。予算総額としまして、今年度に比べまして企業会計に係る費用分が増額となっております。

特生排会計は以上でございます。

次に、議案第23号について補足説明させていただきます。歳出130ページをご覧ください。1款1項1目一般管理費の12節委託料に企業会計移行の費用を計上してございます。

132ページをお願いいたします。2款集落排水施設費に施設統合に係る委託費を計上してございます。令和元年度では、準備のための委託費を執行しております。国道116、島崎川への占用の事前協議、新規の事業採択申請まで行っております。令和2年度から4年度までかけまして総事業費8,700万円で処理区統合を実施いたします。財源は、農山漁村地域整備交付金、起債を充当いたします。令和2年度の委託料は、測量設計の費用でございます。

大分戻っていただき、122ページでございます。債務負担行為の第2表を載せていただきますので、よろしくをお願いいたします。

そのほかにつきましては、例年とほぼ同様の予算構成であります。

農排会計は以上でございます。

次に、議案第24号、下水道会計についてお願いいたします。歳出、154ページでございます。1款総務費ですが、8節旅費でございます。全国町村下水道推進協議会新潟県支部の支部長に、平成30年10月より出雲崎町長が就任しております。そして、その担当部課長は監事を任命されまして、中央要望、幹事会等に出席いたします。平成30年度、令和元年度については、協議会から直接出張者に旅費を支給しておりましたが、令和2年度より協議会から支給される旅費は下水道会計の歳入で受けまして、町の規定に基づいた旅費を下水道協会より支出いたしますので、旅費については増額となっております。12節委託料は、公営企業会計移行の費用でございます。

2款事業費でございます。156ページに移りまして、委託料の下から2番目、下水道台帳システムの更新ですけれども、処理場の機器類、管路について最新の情報にシステムの内容を更新するものがございます。その下のストックマネジメント対策委託料は、平成9年度に設置いたしました処理場の監視操作卓の更新に向けた設計業務であります。

14節工事請負費のストックマネジメント対策工事は、本年度実績といたしますと、処理場の無停電電源装置の更新工事でございます。財源は、交付金と起債を充当いたします。

このほか2款事業費には維持管理に係る費用を計上してございます。

146ページでございます。令和2年度から5年度にかけての債務負担行為の表を載せていただきますので、よろしくをお願いいたします。

下水道会計は以上でございます。

最後に、議案第25号、宅造会計について補足説明させていただきます。令和2年度は、ひがし団

地の分譲販売に係る不動産売払い収入を残11区画中6区画を見積もっております。

予算書歳出、174ページをお願いいたします。1款1項2目住宅事業費の12節委託料で宣伝広告費を計上してございます。新聞の折り込みチラシ、ポスティング等を実施いたします。資料の75ページに概要を載せてございますので、ご覧いただければと思います。

14節工事請負費では、団地の宣伝看板を設置するものです。設置箇所は、脇野町から長岡北スマートインター付近までの観光で設置しました6基の広告看板の下側、場所によっては裏面に設置する費用でございます。

補足は以上でございます。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（仙海直樹） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号から議案第25号までの議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第25号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をしました。

○議長（仙海直樹） お諮りします。

ただいま設置が決定しました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。この際、しばらく休憩いたします。

（午後 3時17分）

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時18分）

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（仙海直樹） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

予算審査特別委員会の委員長に中野勝正議員、副委員長に三輪正議員がそれぞれ互選されました。以上で諸般の報告を終わります。

○議長（仙海直樹） 議案第17号から議案第25号まで議案9件は予算審査特別委員会に付託します。なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承をお願いいたします。

◎議案第26号 監査委員の選任について

○議長（仙海直樹） 日程第31、議案第26号 監査委員の選任についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第26号につきましてご説明申し上げます。

現在、識見を有する者の監査委員として石川豊氏を選任していたところでございますが、本年3月31日をもってその任期が満了することに伴いまして、引き続き同氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いいたたく提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第26号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（仙海直樹） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会をいたします。

（午後 3時21分）